

# 令和5年山形村議会第4回定例会

議事日程（第2号）

令和5年12月6日（水曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員（11名）

1番 小出敏裕君	2番 竹野入恒夫君
3番 百瀬昇一君	5番 小林幸司君
6番 福澤倫治君	7番 春日仁君
8番 大月民夫君	9番 三澤一男君
10番 上條倫司君	11番 大池俊子君
12番 新居禎三君	

欠席議員（1名）

13番 百瀬章君

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 本庄利昭君	副村長 赤羽孝之君
教育長 根橋範男君	総務課長兼 会計管理者 篠原雅彦君
企画振興 課長 堤岳志君	税務課長 中村貞寿君
住民課長 中川俊彦君	保健福祉 課長 古畑佐登志君
子育て 支援課長 中原美幸君	産業振興 課長 村田鋭太君
建設水道 課長 宮澤寛徳君	教育次長 藤沢洋史君

総務課  
財政係長 丸山晃弘 君

---

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

---

◎開議宣告

○副議長（新居禎三君） おはようございます。

去る11月30日にお亡くなりになりました百瀬章議長に対し、黙禱を行い、哀悼の意を表したいと思えます。

（黙 禱）

○副議長（新居禎三君） 地方自治法第106条の規定により、私が議長の職務を代行いたします。

ただいまから令和5年第4回山形村議会定例会の本会議を再開いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴者の皆様に申し上げます。山形村議会傍聴規則により、撮影、録音等をするには許可となります。なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しています。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○副議長（新居禎三君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○副議長（新居禎三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、11番、大池俊子議員、1番、小出敏裕議員を指名します。



---

◎一般質問

○副議長（新居禎三君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

---

◇ 小 林 幸 司 君

○副議長（新居禎三君） それでは、質問順位1番、小林幸司議員の質問を行います。

小林幸司議員、質問事項1「村役場は働きやすい環境か検証を」について質問してください。

小林幸司議員。

（5番 小林幸司君 登壇）

○5番（小林幸司君） 議席番号5番、小林幸司です。

まず一般質問に入る前に、先頃お亡くなりになられた百瀬議長に追悼の意を表したいと思います。

百瀬議長の突然の訃報に驚きと悲しみが今でもあふれています。百瀬議長が上げた議会改革への道半ばで、さぞかし無念であったと思います。残された議員全員で改革に向けて頑張りたいと思います。

百瀬議長のご冥福をお祈りし、追悼の言葉とさせていただきます。

それでは1番目の質問として「村役場は働きやすい環境か検証を」ということで、お尋ねをいたします。

令和5年もあと1か月余りになりました。本年1年間を振り返ると気象的にも大変な年でした。村の出来事でも様々なことが起こりました。解決しなければならない問題が山積みです。

今回は以下の2つについて質問させていただきます。

1番としては村役場の働き方ということで、よろしくをお願いします。

1として、ここ数年の間に役場職員の休職や退職が多いように思うが、本年を含め

過去4年間で休職や退職をした人数は何名ですか。

2、村長は退職までの経緯は把握されておりますか。

3、退職は個人の意志を最も尊重されなければいけません、まだ続けていかれるような働きかけはされましたか。

4、現職の職員や山形で働きたいと思っている人はどのような考え、思いがあると思いますか。

5、専門技術を持っている職員の特別職や採用、固定職など、この専門職というのは土木関係や会計管理などの専門職を持っているということでもよろしくお願いをしたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

6、表舞台で働く人、この表舞台というのは、それぞれの役場庁舎内の受付等にいらっしゃる受付をされている皆さん。それと縁の下という書き方で書いておりますが、これは後ろに控えている事務をしている方それぞれの仕事でございまして、役場を支えている人それぞれについてしっかり目配りや声かけはされていると思われませんか。

以上、通告1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、村長答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小林幸司議員のご質問にお答えをいたします。

「村役場は働きやすい環境か検証を」についてのご質問であります。

1番目のご質問の「本年度を含め過去4年間で求職や退職した人数」であります。この4年間では長期療養休暇取得者は6名。既に復帰している職員もおりますが、育児休暇の取得者は11名、退職された職員は14名であります。

2番目のご質問であります「村長は退職までの経過は把握されているか」ということでもございますが、退職事由が一身上の都合ということもあり、個人のプライバシーの問題でありますので、退職に至った詳細の部分までは把握しておりません。療養休暇等から退職に至る場合などは村でお願いをしております産業医や保健師の方を通じて報告がありますので、概要は把握しております。

3番目のご質問の「退職は個人の意志を最も尊重されなければいけないが、まだ続けていかれるような働きかけはされていますか」ということでもございますが、役場職員として長年経験を積んだ貴重な人材でありますので、個人個人のそれぞれの事情もあ

りますが、村としてはできるだけ長く働いていただきたいと考えております。

療養休暇等を取っている場合には、産業医等とそれぞれ相談をしながら復帰プログラムを通じて無理なく復帰、働けるように努めております。

また、この4年間の退職事由を見ますと、民間企業や市役所など次に働く場所を決めてから退職の意向が知らされるケースも多く、このような場合には働きかけをするのが難しいというのが現状でございます。

4番目のご質問の「現職の職員や山形村で働きたいと思っている人にどのような考えや思いがありますか」についてであります。山形村の人材育成基本方針をつくるにあたって、令和3年度に組織活性化のための職員アンケートを行っております。「組織の一体感の欠如」や「心理的安全性」、若手職員においては「やりがいの乏しさ」や「組織に対する不満」などが確認されております。そうした不満を取り除きながら働きがいのある明るく風通しのよい職場にしていきたいと考えております。

また、山形村で働きたいと思っている方には村の第6次総合計画にも掲げております「チャレンジ！やまがた」とあるとおり、職員採用にあたっては何事にも前向きにチャレンジする気概を持った皆さんに応募してもらいたいと考えております。

5番目のご質問であります「専門技術を持っている職員の採用や固定職などのお考えはありますか」についてであります。それぞれの専門技術を持った職員を固定化して勤務していただければ業務の効率性は高くなると思います。仕事の内容は時代とともに多様化してきますので、当村のような小さな自治体では限られた職員数の中では専門性を極めるよりも行政事務一般を幅広く対応できる職員を育てたいと考えております。

職員としては自分の仕事が直接村民の皆さんの笑顔や声で返ってくることを実感でき、様々な分野の仕事が経験できることも小さな自治体の職員としての働きがいたと思っております。

6番目のご質問であります「表舞台で働く人、縁の下で役場を支える人、それぞれしっかり目配りや心がけはされていると思いますか」という件についてであります。すべての職員が住みよい村づくりのために共通の目標に向かって仕事をするのが大事なことだと思います。

当村では年度始めに課ごとの重点目標を定め、それぞれの課、係などチームとして課題に向けて全員で取り組むことを目指しております。行政は課や係が組織として仕事をしておりますので、村長として私が直接職員に声をかけるなどのコミュニケーション

ョンを取ることはあまりないのが現状であります。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） ありがとうございます。

1番目の質問から再質問させていただきます。今聞きますと、4年間で14名の方が退職をされていると。内容についてはほかの企業とかに転職をするという人たちが多いということも含まれておりますが、新しい仕事を求めてということで山形村の職員として採用されて数年経ってからまた次の仕事へ異動するという考えではあってもいいかと思うのですが、そこで今の時代ではその職業を一生頑張ろうということにはならないかと思うのですけれども、なかなか難しいかなという考えがあります。

先ほど、村長のお話の中でカウンセラー、産業医によるカウンセリング等を行っている。内容については言うことではないかもしれませんが、プレッシャーを抱えている職員の皆さんも大分いらっしゃるのかなと思うのですが、この件についてはどうでしょうか。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に答弁願います。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ただいまの産業医、産業保健師の関係なのですけれども、職員については、産業医については基本的に年1回ということで面談をやっていただいております。保健師につきましては、人間ドックや健康診断を受けた後にその内容を見た中で相談という、基本的な年間の流れはそういう形で行っております。

ただ先ほどもありましたように、療養休暇を取得している者がいるということで、そういった者に対しては1回ということではなくて、必要に応じて面談を実施するというものであります。

プレッシャーという部分を今言われたのですけれども、誰もがその部分については抱えているところでありまして、先生方についてはかなりそういうところを聞いていただいてサポートをしていただいている状況ですので、お二人についてはかなり助けていただいている部分が多いのかなと、日頃見ております。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 楽しんでやるのが仕事なのですが、なかなかそんなことにもいえないと思います。村の仕事をしているのだという自分の意識もありますし、村民の皆さんからもいろいろとプレッシャーをかけられるし、上司の皆さんからも言われる



というのは納得はしておりますが、なかなかその中でどうしたらいいのかということ、先ほど4番目のところでお答えをいただきました令和3年度に職員に対してアンケートを取ったというところで、やめていった人からの言葉をお伝えしますが、これをして村の働き方を変えてほしいと若手が言ってもなかなか上のほうで通用しないというか上まで届いていかないと言っていた職員の方もいらっしゃいましたが、この辺についてはどう思いますか。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に答弁願います。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） いろいろ後ほど出てまいりますけれども、窓口改革の関係とか若手が今年度ワーキンググループをつくって改善計画をとということもやっていたいております。

以前にもそういった改善点について進言をしてということだと思っておりますけれども、そういった中でなかなか改善されていかない。上のほうに響かないというお話だったと思っておりますけれども、非常にそういうやりがいという部分で今の若手職員というのは非常にそういうことを求めているというところだと思っております。

ということもありまして、そういった自主的に動いていただいている部分もかなり近年見られているものですから、そういったものをしっかり酌んでいかなければいけないというところが我々に対してちょっと欠けているのかなと。そういったところが不満積もり積もって最終的に退職につながってしまう、そういうことがこれまであったということもありますし、これ以降はそういうことはないように改善していかなければいけないと思います。

ですので、そういった、特に若手からの提案については我々がしっかり後押しをしていってあげなければいけないのかなと最近非常に感じております。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 確かに今、課長のおっしゃるとおり、下からのお願いごとをかなえてやるというのは当然だと思っておりますが、なかなか、いざ事業をやっても1日1日の中ではなかなか目に見えた成果は出てこないと思います。いざとなったときに成果が出てくるというところを、頑張っているのになかなかそこを認めてもらえないという職員の方もいらっしゃいました。

ですので、今後、いいことというか、よかったことに対してはしっかり褒めることは大事だと思いますし、誰でも人間ですのでミスはするのですが、そのミスをしたと

きのカバーをすること、「あなたがミスったんでしょう」ではなくて、全体を見ていなかったからというところを見てほしいと思いますが、このことについてはどう思いますか。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、答弁願います。

本庄村長。

○村長（本庄利昭君） それぞれ職員の退職理由があると思うのですが、1つのケースとしては、その職員が自分の人生設計の中でステップアップしていくと。山形村役場より待遇のいいところへ移っていくと。こういうケースについては村としては大きな損失になるわけですが、その個人としては正しい選択というのですか、そういうことになると思います。

今の小林議員のご質問は、山形村役場で働きたいという気持ちがあるけれども、職場の人間関係だったり働きにくさのために辞めていくという、それが問題だということを行っていると思うのですが、どこの組織もそうでありまして、役場の退職率、離職率というのは、こういった地方公務員の世界でありますので、民間に比べるとはるかに低い数字になっていると思います。

民間企業は、いろいろな企業があるのですが、職種にもよりますが、平均しましても大体役場の4倍、5倍ぐらいの離職率。そういうことでありまして、どこの職場も職員一人一人がすべて満足するような職場というのは当然ないわけでありまして。

それとチームとして動くものですから、組織の中で自分がどういう役割を果たすか。その中で、当然社会性も求められますし、人間関係の中の馬の合う、合わない、たまたま自分と馬の合わない同僚、上司ということも当然あるわけです。それはどこの社会でもあることでありまして、そういったことを解決するために先ほど総務課長が申し上げましたとおり、産業医であったり、そういった問題を聞く係をまた用意しております。それでもということになれば、もっといい方法があればいいのですが、またその辺については課題だと思っておりますし、入ってくる職員の気質もだんだん変わってまいります。その辺も早めに把握するといいますか若い人たちの気質ですかね、そういったものもどんなふうにかかしていくかということも、これからの大きな課題になってくると感じております。

以上です。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 確かにおっしゃるとおりだと思いますが、大昔、伝承館の頃の役場の時代から流れを考えていきますと、その頃は仕事が終われば即、課ごととか仲間ごとで飲みに行くというそれが時代の流れでしたが、最近ではコロナもあります、その後の仕事もありますが、なかなか課ごととか、仲間同士でのコミュニケーションの取り方がなっていないというよりもできる場所がないというような、勝手にお酒に行きましょうかと言っても、これはもうパワハラだということになってしまっている時代なので、なかなか難しいと思いますが、課ごと仲間ごとの話合い、同じ年代で入ってきた仲間職員の話合い等の場所というのは設けているのかどうか、お願いをいたします。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に答弁願います。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 同世代でということによろしいわけですかね。その部分についてはこちらから設けるということは特にないというところであります。

ただ、先ほども申し上げたように自主的にそういったワーキンググループを横断的につくってもらって、今回については窓口改革について検討していただいたということは今年度についてはございました。ただ、こちらからという部分については特に設けていないというところであります。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 働きやすい役場ということを求めてということで質問させていただきました。

最後に私からの要望ということでこの質問を終わりにしますが、山形村の顔というところ、村の中、村から見て役場というのは山形村の顔なので、その中で働いている皆さんに誇りを持っていただいて、第一線にいるということを自負されて、今後活動をしていっていただきたい。悩み事については自分の心の中に抑えるのではなくて、上司や仲間に相談ができる場所をつくっていただきたいと思いますので、今後の山形村、来年は150周年になりますので、山形村の役場もちょっと変わったかなというところを見せていただきたいと思いますので、以上で質問を終わります。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員、1番目の「村役場は働きやすい環境か検証を」について質問終了でよろしいですか。

○5番（小林幸司君） はい。

○副議長（新居禎三君） それでは次に、質問事項2「複合施設の進捗状況と旧伝承館

跡地の利用計画は」について質問をしてください。

小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） それでは2番目の質問をさせていただきます。

その前に図らずも今日市民タイムスに質問内容の答えがまるまる載っておりました。見たら、ここで答えを出しているなということがありますが、質問をさせていただきます。「複合施設の進捗状況と旧伝承館跡地の利用」ということでお願いをしたいと思えます。

複合施設の検討委員会から建設委員会へと徐々に具体化されていますが、現在どのくらいまで進んでいるのかの進捗状況をお聞かせください。

2、予算規模や進行時期など決まっていればお聞かせください。

3、旧伝承館跡は現在、小学校職員の駐車場として利用されていますが、このままの状態で置くのか、整備して駐車場にするのか、またほかの利用も考えているのかお聞かせください。

4、発掘された物を保管しているコンテナや建物は現状維持なのか移転するのかをお聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 「複合施設の進捗状況と旧伝承館跡地の利用計画は」についてのご質問にお答えいたします。

質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私からご答弁申し上げます。

1番目のご質問の「複合施設建設検討委員会から建設委員会へと徐々に具体化されていますが、現在どのくらいまで進んでいるのか進捗状況をお聞かせください」についてでありますけれども、令和4年度末に複合施設整備推進委員会で施設整備に関する基本構想を策定いたしました。令和5年度、今年度につきましては、この基本構想を実現するため、より具体的な計画として山形村複合施設基本計画を策定することとしております。

基本計画策定にあたりましては、4回のワークショップを開催し、村民の皆様の考え方を聞いてまいりました。ワークショップで出された意見を計画内容に反映させるとともに複合施設整備推進委員会で協議を重ね、施設の基本計画案づくりを進めてま

いりました。

本年11月1日から11月20日まで、この基本計画案についてパブリックコメントを実施し、村民の皆様から寄せられた意見を考慮し、基本計画案の見直しを行いました。

現在の進捗状況としましては、複合施設整備推進委員会の中で、山形村複合施設の基本計画最終案が取りまとめられた状況であります。

次に2番目のご質問の「予算規模や竣工時期など決まっていればお聞かせください」についてお答えをいたします。今年度実施計画に計上した内容で申し上げます。複合施設の建設年度は令和7年度と令和8年度の2か年を予定し、この2か年にわたる建築費は15億円と見込んでおります。

次に3番目のご質問の「旧伝承館は現在小学校職員の駐車場として利用されていますが、このままの状態で置くのか、整備して駐車場にするのか、または他の利用も考えているのかお聞かせください」についてであります。現在のところ具体的な検討はまだしておりませんが、今後土地利用についての検討が必要になると考えております。

次に4番目のご質問の「発掘された物を保管しているコンテナや建物は現状維持なのか移転するのかお聞します」についてでありますけれども、旧伝承館跡地にある建物内に保管されている文化財等につきましては新たに整備される施設内に移転をしたいと考えております。

なお、旧伝承館跡地内の建物の今後の在り方につきましては、土地利用のその状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） ありがとうございます。

市民タイムスを読んでいると内容等分かりましたし、今お答えをいただきましたのでより一層分かるところでございますが、今月中に基本構想というか設定を行うという記事になっております。ワークショップなどを行ったときにどのような意見としていろいろな意見が出されたのか分かれば教えていただきたいと思います。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に答弁願います。

根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 多様な意見が出ております。中には子どもを交えてのワーク

ショップもあったものですから、子どもの思いもたくさん出ておりますので、主な内容について申し上げます。

例えば施設の階数を何階建てにしたらいいのかという話もあったり、あるいはフリースペースはどうあるべきかとか、または図書館の機能でバックヤードをどうするかとか、3つの機能別にワークショップを開催しているものですから、多様な意見がたくさん出ている。

例えば1つのワークショップの中で50ぐらいの意見が出てきているものですから、それぞれ個々のものはここで申し上げられませんが、とにかくいろいろな意見が出ているという内容でございます。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 今月中に基本構想ということで提出された後ですが、設計に至る、この業者についてはまだその選定に至るところではないと思いますけれども、村長の考えとしては今、発掘されている物をどのように展示したら皆さんに見てもらえるのかなという考えはございますか。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、答弁願います。

本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 答申の内容をまだいただいておりませんが、答申の内容をいただくときには今、議員のご質問にもあったような、その答申に至るその過程の中でどんな検討がされたかというところは非常に興味のあるところですし、参考になるところだと思います。その点をお聞きしながら、問題を整理して、これからの進め方などをまた考えていきたいと思いますが、まずはどうしてその答申に至ったかという説明は詳細にまたお聞きしたいと思っております。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 答申を受けてからということで、分かりました。

隣の朝日村には展示場と公民館みたいなところにフリースペースみたいなところがあるのでたまに見学をさせていただいたりしていると、あの展示の仕方というのは魅力的だなという思いもありますし、朝日村の中には工芸をする方たちが大分おられて展示スペースとして利用しているというのもあります。

そういうところも、これから村の中の施設を造るにあたって、いろいろなものを村の中でも作っている皆さんがいると思いますので、ぜひこのフリーなスペースへ展示をしていただけるようなところ、このようなことも意見として出たとは思っております。

れども、ぜひお願いをしたいと思います。

その次のところですが、先ほど教育長が7年、8年をかけてということでお話をされていますが、これから建てていくのに何か月くらいかければ建物ができるかというのは予想されていますか。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） まだ発注からどの程度でその建物が竣工できるかというところは、しっかりはその把握はしておりません。ただ、同一規模の建物であれば、財源等の平準化も考えれば2か年を使えば完成が大丈夫かなということで、できるだけ工期を短縮する中でできればよりいいかなとは思っております。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 分かりました。できるのを楽しみに待っていたと思いますが、あと3番目の伝承館の跡地について、今砂利等を敷いてあって、大変先生方も苦労して駐車をしている状態だと思います。

春先から梅雨時期はぬかるんでしまうときも多少ありましたし、これから雪が降る状況になりますので、その利用の仕方について、もうちょっと検討していただきたいと思いますが、今後駐車場以外で使うのならというのは何かお考え、今考えがないと言っていましたけれども、違う使い方があるのではないかという。

あそこの現場を見ますと、上の段と下の段という段差がついておりますので、そこら辺の利用の仕方も問題というか難しいかなと思うのですが、どんな利用があるのか再度お聞きをいたします。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 先ほど申しましたとおり、まだどんな用途である土地を活用していくかという方向は全然決めておりません。

今の現状を見ながら、これからあの土地がどのような用途で使われることが一番効果的なのかなということを考えていく必要があるかなと思っております。ただ面積は、登記簿面積で約2,600平米程度はありますけれども、形状が悪いものですから、有効で使える、十分その土地利用として活用できる面積というのはもう少し小さな面積になってしまうと思います。

今申し上げました登記簿面積の2,600平米というのは忠魂碑の場所は除いているのですけれども、忠魂碑の前の駐車場は登記簿面積に含まれているものですから、どうしても形状があまり好ましくない。それから三間沢川が流れていて、河川区域が

あったり砂防指定があったりして、川側は三角形になっているのです。ですから、どうしてもその土地利用上、形状はあまり好ましくない土地になっています。そういうことも考慮しながらどういう用途が一番いいのかというのは、今後の検討になるかとは思いますが。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 分かりました。また検討いただいて有効に利用していただきたいと思えます。

最後4番目の質問ですが、先頃、洞遺跡で大変貴重な発掘物が発掘されたと。貴重で本当に村の宝になりそうなどころということで新聞にも載っておりました。県宝にもなった土器等もありますので、ぜひ早めに施設を造っていただいて、展示をしていただきたい。山形村の魅力をよそに発信をする起点になってほしいなと思えます。ぜひ早めの竣工ができるようにご検討いただいて、この質問を終わりたいと思えます。

○副議長（新居禎三君） 小林幸司議員、ただいまの2番目の「複合施設の進捗状況と旧伝承館跡地の利用計画は」について終了でよろしいですか。

以上で小林幸司議員の質問は終了しました。

ここで暫時休憩とします。

（午前 9時37分）

---

○副議長（新居禎三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時38分）

---

◇ 上 條 倫 司 君

○副議長（新居禎三君） 質問順位2番、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項1「山形村の山は松枯れから守られているのか」について質問してください。

上條倫司議員。

（10番 上條倫司君 登壇）

○10番（上條倫司君） 議席番号10番、上條倫司。

質問事項「山形村の山は松枯れから守られているのか」。



今年山形村の山の紅葉が始まるのが2週間以上遅くなりましたように感じましたが、皆さんはどのように感じましたか。

山形村の山は本当に毎年きれいに紅葉します。尾根にはアカマツが生えて谷は広葉樹やカラマツが生えていて、色の模様が38年ぶりに「アレ」をしたタイガース柄に見えるのは私だけでしょうか。

それでは山形村の山は松枯れから守られているか伺いたいと思います。

質問1、松枯れ木の確認は誰が行っているのか伺いたい。

質問2、年度別の伐採本数または薫蒸処理は。本数を伺いたい。

質問3、伐採したアカマツの枝の処理はどのように行っていますか。

質問4、森林病虫害防除事業等により、5月末までに薫蒸処理時期を厳守とありますが、今年度の春の山形村での処理は時期の厳守ができていなかったように見えましたが、そのところを伺いたい。

質問5、山形村において、松枯れ本数が増えていますが、なぜ増えていると思いますか。

以上ですが、よろしくをお願いします。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、村長答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 上條倫司議員のご質問にお答えをいたします。

「山形村の山は松枯れから守られているのか」についてのご質問であります。

1番目のご質問であります「松枯れ木の確認は誰が行っているか」についてお答えいたします。

山形村ではこれまで役場職員による調査を実施しておりましたが、昨年度からよりきめ細かに対応するため松本広域森林組合に業務を委託しております。調査は、遠方からの目視により被害木が発見された現地に行き、検体を採取等するという方法で行っております。そのほかには住民の皆様から寄せられた情報も調査員にお伝えし、確認をしている状況であります。

2番目のご質問の「年度別の伐採本数または薫蒸処理本数について」であります、伐倒駆除の過去5年間の実績について申し上げます。令和元年度が32本で57.4立方、令和2年度が55本で86立方、令和3年度が34本で76.65立方、令和4年度が72本で116.56立方、今年度は112立方の見込みをしております。

3 番目のご質問の「伐倒したアカマツの枝の処理はどのように行っているか」ということですが、玉切りした幹とまとめて、一緒にビニールシートで覆い、薫蒸処理を行っております。

4 番目のご質問の「森林病虫害防除事業等により 5 月末までに薫蒸処理時期を厳守するとありますが、今年度は時期の厳守ができていないように見えたがどうか」ということですが、村では被害対策に充てるため、県の補助金を活用して事業実施を行っております。林務関係の補助金メニューが今年度については一本化が図られたこともありまして、県事業着手許可が例年と比べて遅くなり、事業着手が 6 月からとなったという状況でございます。

5 番目のご質問の「村において松枯れの本数が増えているように思うが、なぜ増えていると思うか」についてであります。長野県ではここ数年被害量が全国 1 番となっており、その中でも松本地域は被害量の半分を占める地域となっております。

以前は標高 800 メートル以上には被害が見られないという状況でしたが、最近では、地球の温暖化の影響もあると思っております。それを超える箇所も発生するという状況でございますので、温暖化も影響していると思われま。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10 番（上條倫司君） 松枯れはどうしても赤く枯れてくるものですから、時期によって分かりにくいときもありますが、分かりやすいところもあるのですけれども。

1 番の質問ですが、役場では今度確認をしない、任せるといような答えでした。両者で見るとやっけていって貰ったほうがいいのかと思うのですけれども、なぜ役場の職員としてやらないのかお聞かせ願えたら。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に答弁願います。村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） お答えいたします。業務の委託ということにつきましては、専門知識を持った森林組合の職員の方をお願いをするというところで我々は安心感を得ておるところではございます。ただ、議員のおっしゃるような業務を役場職員がやらないというわけでは全くなくて、日々現場に出るときに注意深く発生箇所の状況は目視をさせてもらっておりまして、何か異常があった場合については、密に連絡を取りながら松枯れ対策については日々業務に当たっているという状況であります。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10 番（上條倫司君） 山ということで発見することもなかなか難しいと思います。

真っ平らなところなら分かりやすいと思いますがけれども、地形が入り組んでいる山の影になっている箇所もあるわけです。村にはドローンというものがあるだけなのか、そういうものを使ってやっていくという考えはあるのか、お聞かせ願えたら。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） ドローンの活用についてというご質問でありますけれども、以前雨氷の被害等がございまして、その被害調査をする目的でドローンを購入させてもらっておりまして、産業振興課で管理しているという状況であります。そのドローンを使った松枯れの調査というものに対しての使用については今のところ行っていない状況であります。

そういった状況もよくないものですから、課内でなるべくそのドローンを操縦ができる職員を増やしていかないといけないということもありまして、本年につきましては一般職の者にドローンの操縦の講習会に参加してもらって、何か不測の事態ですとかアカマツの調査が分かりにくいところで、どうしても調査必要だという場合については、そういった対応もできるようにということで、職員に勉強してもらったという経過がございまして。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ある意味宝の持ち腐れではないですけれども、雨氷を待っているではなくて、活用をぜひ松枯れにもしていき、職員が何でもできるような形を取っていかないと、しまっておくだけの機械になってしまうと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） おっしゃるとおりだと思います。現在、定期的にドローンの操縦講習みたいなことはやってはおるのですが、年々ドローンを扱う基準ですとか資格というものが、だんだん敷居が高くなってきているのです。

それぞれ運行時間というものを求められてきておりまして、厳しくなっているという点。また、山形村は松本空港から近いということもありまして、空港寄りの地域では飛行が難しい、規制がされるということもあります。西山の山形村の山のほうについては特に問題はないかと思われまして。

今後、そういった運行ができる職員運行体制というものをつくって、なるべく増やしていくということをしていかないと、おっしゃるとおり宝の持ち腐れということにつながっていきますので、管理の問題ですとか運行できる職員を増やすといったとこ

ろでまた、産業振興課のみならずほかの課でも運行ができる職員ということも考えまして、役場挙げて、そういった人を増やしていけたらどうかと思っております。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ドローンなんかは、いろいろなところで使えると思うのですが、使う人がいなければ本当に宝の持ち腐れで、いざというときにも使えないということになってしまうと思いますので、取り入れて簡単にパッとできるくらいに態勢を整えておくという、いろいろなことに役立つと思うわけです。よろしく願いします。

それと日々、産業振興課で松枯れの場所は管理していかなければ、人任せというのは落ちがあったりとか、そういうことがあると思いますので、どうか1つ、2つの目で見ていくという、最新の車だと3つもカメラがついていることもあるわけです。いろいろな目で見て被害木の本数を増やしていかないというところに向けていってもらいたいと思います。

それでは、質問の2番に移らせていただきます。

先ほどの村長の令和5年度の112本なのか立方なのかそのところがちょっとはつきりしなかったものですからお聞かせ願えたら。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 村長答弁で立方とありましたが立米ということでお願いをしたいと思います。

5年間の実績ということで、先ほどお答えさせてもらったのですが、本年度についてはまだ事業が継続中ということで見込みの数値ということで報告をさせていただきましたが、木の太い細いはありますが、昨年が116立米ということで実績があるので、今年度はそれに対して112立米ということですので、令和4年並みの本数、量を処理できるのではないかとこのところで見込みとしてお話をさせていただきました。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 年々本数が増えていくという少し波がありながら確実に増えていると思うわけですが、どこかで食い止めていかないとますます増えていくと想像ができるのです。現場の係としては、そのところはどうかどう見ているのか。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） ますます増えていくというお話もありましたとおり、当松本地域が長野県においても非常に被害が多い地域ということになっておりまして、

全国的に松枯れ、この松くい虫の被害というのは右肩下がりの状況にある中、長野県が全国一の被害発生地域ということでもあります。その中でも松本地域が断トツ1位ということでもあります。

温暖化ということもございますし、気象変化というのが一番大きな要因であると考えておりますが、全国では減少傾向というところを見ますと、いずれ終息はしていくのではないかなという、楽観的な見方に感じてはしまうかもしれないのですが、全体の流れとしては減る傾向だということを考えていきますと、私、産業振興課としては今年度並、去年度並の処理本数、またその年その年の気象状況によって被害の発生ということも波はございますけれども、こういう状況からなるべく見えたものを駆除していく、見えたところなるべく早く伐倒駆除をしていくという方法をしばらく続けていかないといけないかなということを感じております。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） お願いします。

薫蒸処理というのをするというのが定説だと思います。枝というものはビニールの袋の中に入れるわけですが、下に枝を入れて木材を上から押さえつける形でやっていると思いますが、その処理はどうなっているか。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 現場の被覆の状況からすると議員がおっしゃるとおりだと思います。

玉切りしたものをビニールシートで約10日とか15日くらいですか、薫蒸ということで覆う処理をするようです。

森林組合にも確認したのですが、枝も残すことなく被覆をして処理をしているという報告を受けております。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） そのところは必ず枝の処理までもきれいに薫蒸するように指導のほうよろしくをお願いします。

それでは質問4に移っていきたいと思います。

駆除をしていくにあたって、約束事というのがある。6月になったら虫が出てしまうという木から出てしまう次の産卵に備えている栄養を蓄えていくということになるわけですが、今年は6月予算の関係で6月ではないと切れなかったというさっきの説明でよろしいのでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 毎年5月の終わりですとか、今か今かと、こちらの村でも待っている状況であります。県の決定がないと事業着手ができないという状況でございまして、去年に比べて今年が、答弁にもありましたとおり、補助金の一本化ということですのでまとめて林務関係の補助金が決定されたという状況もありまして、その中に松枯れの関係の補助金も含まれていたということで再三県にも確認をして、いつ交付決定をいただけるのかということはお話をさせてもらったのですが、6月ですかね、入ってからということになりまして、こちらも急いで事業着手ということで手続をさせてもらいましたので、実際に山で作業に入れた時間というのは、決定があったからすぐ山に入れるかということではないと思われまして、そこで少し時間差が生じてしまったかなと感じております。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） せっかくお金が来ても倒せる態勢ができて虫が飛び出てしまっているという、何ともちぐはぐな対策になってしまっていると思うのですけれども、そういうことのないように前年度に村長にお願いをして予算をつけてぜひ伐採してもらいたいとお願いしたのですけれども、なぜ行ってもらえなかったのかちょっとお聞きしたいと思えます。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 補助金の事業ということでありまして、単費での対応というのは資金的に、事業的には厳しいということでありまして、どうしても県の補助金頼みの事業ということになってしまっておる状況でありますので、そういった決定がないと現場で動けないという状況であります。そこら辺はご理解をいただきたいということでありまして。

あと毎年林務の部から、松枯れのその虫の動き始める初日という報告があります。その日付が、本年については6月10日か15日という話がございまして通知が来るのですけれども、通知は通知の日付でありまして、現場を見ながら今年はどういう状況だろうなということを見た中での予測の通知ということではなくとも、そういったところからなるべく6月に入ってから早く事業着手をしたいというのは現場の本音でありますので、補助金を交付する県の林務関係の部署には、なるべく現場の声を伝えてなるべく早く事業着手ができるように対応していただきたいというようにお願いはしていきたいと思っております。

- 副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。
- 10番（上條倫司君） 村費でやってもらいたいという申し入れになったわけですが、なぜできなかったのかというのをお聞かせ願たらと思います。
- 副議長（新居禎三君） 本庄村長。
- 村長（本庄利昭君） ご質問の村費でなぜできないかということでございますけれども、村でも限られた予算で村政を運営しております。仮に林業関係、林業振興というところの予算につきましても松枯れのこの課題については補助金があればやるという基本的な考え方でありまして、村費を投入してまでやっても村民益にはならないという判断をしているというのが村費でやらない理由でございます。
- 副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。
- 10番（上條倫司君） 年々被害木が増えているという状況の中で、どうしてもやってかないといけないというときがあると思うのです。
- そういうときには、村民も理解してくれると私は思うのです。そこらのところはどうか。
- 副議長（新居禎三君） 本庄村長。
- 村長（本庄利昭君） 先ほど申し上げましたが、恐らくこれアンケートを取ってもそうだと思うのですけれども、村でやるべき優先順位としては今ですと子育て支援であったりこれからだと高齢者福祉というのが大きな課題となっているのが現状であります。
- 林業関係で申しましても林業振興というところから考えますと松枯れ対策ももちろん大きな課題ではありますが、これについては補助金があればやるというスタンスだと思いますし、これからの林業関係の課題としては手の入らない山林が増えてきて、お金にならない産業になりつつあると。そちらにお金を使わないとますます林業の新興というのは図られないというのが今、林業を抱えている一番の優先すべき課題だと認識をしております。
- 副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。
- 10番（上條倫司君） 松枯れ木を処理するというのは産業というよりも環境を守っていくということだと思うのですけれども、それはどう思いますか。
- 副議長（新居禎三君） 本庄村長。
- 村長（本庄利昭君） 山林といいますか里山のいろいろな課題から申し上げますと、一番大きな課題というのは有害鳥獣の問題で熊だと思っております。今、人身の事故もあるという全国的なニュースもございますし、山形村においても今年どうなるかまだこれ

からというところもございますけれども、熊の対策、どういう対応をするか、それを最優先で考えるべきであって、環境、美的な見た目の枯れているという里山の風景のその優先順位というのは、この中信地区にしましても、山形村はまだ恵まれているほうであって、例えば松本の山辺、ここで言いますと東山のほうですと、本当に見るに堪えない松林があるわけであります。

お金を幾ら仮に使ったとしても、防ぐことが実際にできるかどうか、これは今までどこの地区においても松枯れに勝ったという事例はないわけでありますので、これは先ほど課長からも申し上げましたけれども、日本全体から見れば松枯れの問題というのは標高の高い長野県が最後の今被害の真っ最中にこれからあるということだと思えます。

これは自然の淘汰される中で、やがては終息に向かっていくと認識をしております。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 結局見た目にはとらわれないということになるということですか。本当に松本の枯れているところを見たら、山が赤くなっている風景、また今、枯山水ではないですけども、葉っぱが落ちて哀れな山があるわけです。

自然に勝てるということはないわけですけども、農業なんかをやっている、虫との戦い、病気との戦いでやっているわけですけども、努力をしていかないと虫というのはどんどん繁殖していくということがあるわけです。農業をやっている人は、自分の畑は虫なり病気に勝てないと被害を出てくると。その勘どころというものが村にはないと感じるのですが、その見た目ということが、山なんかを見るものですか、大変大事なことだと思うのです。

私はぜひ、いざというときは村費を使うくらいの覚悟をしていてもらいたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） おっしゃることはそういった面も当然あると思います。

松枯れの問題というのはその枯れている松の所有者が誰かということが一番の問題だと。本来、松の山を管理するのは所有者の責任。今、議員おっしゃるとおりに自分の畑は自分で当然管理している。山も全く同じだと思います。松山を持っている方が自分の松山が松枯れになれば一義的には当然その所有者がどうするか考える。それが実際にはできないものですから、補助事業を使って村でもやっていると。それが実態だと思います。



○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 今、山というのはどこまでが自分のうちの山だかも分からなくなっているような状態になってきている。山はあるけれども、どこからどこまでか分からないという人がかなり増えてしまっている。そこらのところが自分の山という意識がない。役場でやっていくという形になっていくと思うのですけれども、そこらのところをしっかりと村が方向を見出していく。それと最後はお金の段取りだと思ふのです。県の補助金頼みだということですからけれども、その段取りが悪いと今年みたいに虫が出た後、処理をしてかないといけないという、とんでもないちぐはぐさが出してしまうと思うのですけれども、そこらのところは村を管理している者としてどう感じているのかお願いします

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 公助事業での駆除に頼っているというところであるために、今後もそういったことがないように、先ほども答弁しましたけれども、今年度は非常に遅れたと、なるべく早く現場は待っているということは県にはお伝えして、県でのまとめてだとか一体型の交付だということは県の事情でありますので、松枯れに関しては、当松本地域は非常に多い地域で、現場は待っているということは、こちらからしっかり伝えて、なるべく早く交付事務もしていただいて、市町村に届けていただけるようにということをお願いはしていきたいと思っております。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 虫の抜け殻の木を処理していくというような、こんなちぐはぐなことはぜひやめてもらいたいと。

そういう中で、今年度の予算は県にお願いしてあるのだけれども、全部これからまた枯れてくるわけですからけれども、そこらの処理するお金はどうなっているのか。またお金がありません。また来年の6月です。そんな形になっていくのかそのところはどうか。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 県の追加の交付決定も9月の定例会で認めていただいたということでもあります。今回の予定の実施見込みが112立米ということで、先ほどもお話をさせてもらいましたが、正直あとどのくらい切れるかという見込みは10本、20本とか数十本切れるという予算規模で残っているわけではありませんので、その心配をしていただいているとおり、切残し等がまた発生してしまう可能性は非常

に高い状況でありますので、去年一昨年とそう変わらないではないかというご指摘もあるかもしれませんが、先ほど来、予算の範囲内というような、交付決定が来た範囲内ということで、どうしてもできない部分、手が届かない部分が発生してしまっている状況ではありますけれども、なるべくできる範囲で対応して駆除に当てていきたいということであります。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 何回も言うようですけれども、一番の反省点は6月になって切り出したという、そこらのところが来年度4月、5月には確実に切れるという、切り終わるくらいの形ができるのか、そこらのところを伺いたいと思います。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 被害木が今一番散見されているところが、上竹田の四ツ谷の山、あの辺が一番多い地域にはなっておりますが、村を全体見ますと下大池、小坂、上大池ということで、村全体にそういったところがありますので、その広い地域を一気にすべて駆除することは、どうしても人的にも難しい作業にはなってくると思いますので、そこら辺はできるだけ被害が偏っているところにまず着手をして、それからほかに手をつけていくということで、計画的に制御はしていきたいと考えております。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 被害木があるところには卵も産んでであると解釈をしてもらって虫の場合は一網打尽というのが一番大事だという、このところだけやられているので、ここだけやっておけばいいという考えは甘いと思うわけですが、どうでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） おっしゃるとおりだと思います。

見た目茶色い木が確認されて、「あれはもう松くいだ」ということで認識ができるものと、病気にかかり始めている、まだ症状が見えない木もありまして、そこのかかり始めの木というものをどう判断していくかというのが難しいと思われれます。どうしても目視で茶色くなり始めて「おかしいな」と思ったときに調査するとおそいという、そういった病気の特徴もありますのでなかなか判断とか、そういったところで難しい面もありますけれども、なるべく未然に早めの対応ができるようにということで県にも働きかけをしていきたいと思っております。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ぜひよろしく申し上げます。マツノザイセンチュウというのは、カミキリムシがかじっていく中において感染をしていくということらしいですが、カミキリムシがいなくなればうつることはないと思うわけです。

やはり一網打尽というのが虫との戦い。農家でも虫のたかっているところだけ防除すればいいというのではなくて、一網打尽ですから、自分の全部の畑に均等に量が、薄くするとそこには虫がいるという形になるものですから、ぜひ広い面積でも確実に虫を捕まえていく。そういう処理をしていくということでお願いします。

ふだん寒くなれば死んでしまうし、卵を産むという習性ですから、枯れている木には卵が産んであるという思いで、ぜひ山形村の村を守っていつてもらいたい。

議員には村費を使えといってもなかなか力がないので、ぜひそらのところは段取りよく、4月、5月には処理ができるような形が県で取れるのか、どうなっているのかそこだけ最後にお聞きしたいと思います

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 県の補助金の一本化という話がありましたけれども、松くいのほかにも、その景観をよくするための伐採のものととか、ライフラインを確保するための枝の伐採ですとか、そういった補助金のメニューが一体化でされたということをお聞きしております。

各部署の調整で一気に出すということで少し遅れてしまったのか、またそういったことを初年度、今年度初めてやったということで事務処理も遅くなってしまったのかなということが想像されますが、来年度についてはそういった問題もあると、現場では待っている人が大勢いるということをしかりお伝えして、なるべく早くそういった交付の決定の事務をしていただきたいということでお話をしていきたいと思っています。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の説明を補足させていただきますけれども、この松くいの問題、今いろいろご指摘ございましたとおり、なかなか実績が上がってこないというのが実態で、今、補助金の話もございましたけれども、担当する現場の職員としては県費であったり国費の補助事業、いろいろなところを注意深く見て、何か財政的にもそういったものがないかということで真剣に対応していただいております。

その中で先ほどの役場職員のやりがいというところにも通じるのでありますけれど

も、なかなか達成感の感じられないこの仕事でありまして、松くい虫一生懸命これを取組んでも、松くいの感染に勝てるかというとなかなか勝算がないというのが実情であります。

必ずしも科学が自然に勝てるかというのはこれも疑問でありますし一番有効だと言われているのは空中防除であります。今、一斉にという話がありましたけれども、村中空中防除する。これが一番ですけれども、これは今いろいろな規制がございまして山形村の場合にはできないとなっております。

そんなこともありますので、担当課を中心に取り組んでおりますけれども、成果が目に見えて上がるということはなかなか難しいという実態はご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 上條倫司議員、終了でよろしいですか。

以上で、上條倫司議員の質問は終了しました。

ここで、暫時休憩します。

再開は10時30分です。

（午前10時24分）

---

○副議長（新居禎三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時30分）

---

◇ 福 澤 倫 治 君

○副議長（新居禎三君） 質問順位3番、福澤倫治議員の質問を行います。

福澤倫治議員、質問事項1「山形村介護保険事業について」を質問してください。

福澤倫治議員。

（6番 福澤倫治君 登壇）

○6番（福澤倫治君） 議席番号6番、福澤倫治です。私は今回3点のことについて、村長、教育長にご質問させていただきます。

1として「山形村介護保険事業について」。

介護保険は、平成12年、西暦2000年よりスタートし、今年で西暦2023年

ですが、8期目の24年が経過をし、8期目の最後の年となりました。その間保険料は5段階から9段階へと変わりましたことをご存じのことと思います。

第1期から第8期間の3年間にたしか赤字になったときは1期目と聞いております。5期目も非常に厳しかったようでございます。

そこで次のことについて質問いたします。

最初に、介護保険料を決定する1期3年の基本的な考え方について教えてください。

2として、現状の9段階の保険料にどう考えますか。

3として、現在の基金の状況はどうか。また基金はどのくらいが妥当か教えてください。

4として、第8期令和3年度・4年度の介護保険計画値と実績値、これは給付値になるとは思いますけれども、教えてください。

5として、滞納者・不納欠損者に対する制度上の考え方について教えてください。

最後に、村長として介護保険制度をどう考えているかお聞きいたします。

これで第1回の質問を終わります。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、村長答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 福澤倫治議員のご質問にお答えをいたします。

「山形村介護保険事業について」のご質問であります。

1番目のご質問「介護保険料を決定する基本的な考え方について」であります。介護保険料は3年ごとに策定される介護保険事業計画において、1期3年の介護サービスにかかる1人当たりの費用を算出し、保険料額を決定しております。

2番目のご質問の「現在9段階の保険料をどのように考えますか」についてであります。山形村の保険料の段階は国の基準と合わせて5段階でスタートして、6段階、7段階を経て、第6期から現在まで9段階の保険料で運用をしております。

基準額を中心に所得が少ない方は低めの保険料、所得が高い方は高めの保険料となっており、所得に応じた負担を求める観点からは、一定のバランスは取れていると思っております。

3番目のご質問の「現在の基金の状況はどうか。また基金はどのくらいが妥当か」ということではありますが、令和4年度末の基金現在高は約1億3,000万円です。介護保険の支払準備基金は各年度において発生する余剰金を積み立てる一方、介護給

付費の急増等、不測の事態に備えることにより、介護保険事業の安定的な運営を行うためのものでありますが、事業計画を1期3年で区切りとしておりますので、必要以上の基金残高を保有することは適当ではないと思います。

ご質問の「基金はどれぐらいが妥当か」ということでありますが、明確な基準はございませんが、他市町村の状況などを鑑みますと年間の保険料収入額の20から30%ほどだと思います。

4番目のご質問の「第8期令和3年度・4年度の介護保険給付費の計画値と実績値について」ですが、令和3年度は計画値が6億5,700万円に対して実績値は5億8,000万円でありました。令和4年度は計画値が6億7,300万円に対して実績値は5億4,600万円でありました。

5番目のご質問の「滞納者・不納欠損者に対する制度上の考え方について」ですが、介護保険料を滞納している方には督促状や催告状の送付、電話等による納付をお願いをするなど、滞納額の解消に取り組んでおりますが、保険料徴収の権利は2年間で時効となるため、2年以上経過した保険料は不納欠損としております。

法令の規定では、滞納者や不納欠損者から介護保険制度の利用申請があった場合は未納になっている期間に応じて利用者負担率の引上げや高額介護医療費の軽減措置が受けられないなどの措置を行うことが制度上では定められております。

6番目のご質問の「村長として介護保険制度をどのように考えているか」についてですが、介護保険制度は高齢化社会への対応策として2000年（平成12年）4月から施行され、今年で23年が経過します。

この制度は高齢者が介護を必要とする状況に応じて、それぞれの介護度に応じた必要な保険医療サービス、福祉サービスを給付するために国縣市町村が50%を負担し、市町村が保険者となり、特別会計を設けて運営するとされております。

今後ますます高齢化が進んでまいります。2025年には800万人いる団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となり、5人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えます。

当村も加入しております松塩筑木曾老人福祉施設組合の現状と課題について申し上げますと、介護保険制度を支えております介護職の職員については少子高齢化に加え、重労働、低賃金などの理由から職員の不足が恒常化しております。今後施設の統廃合を含め見直しが必要な状況であります。

当村にあります「ピアやまがた」については、人口推移の予測から現状の定数のま

ま当面は運営されると思いますが、組合全体では今後大きな合理化が必要になると思われます。特に人口が減少している地域では介護職員の不足から今後必要な介護を受けることが難しくなることも懸念されております。

少子高齢化の進む日本の現状は「静かな有事」と表現されることもありますが最大の国難を迎えていると考えております。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） それでは2回目の質問をさせていただきます。1の1のところ  
です。

私は介護保険制度がスタートしたとき、当初担当をしたこともあります。

まずこの介護保険料の基本的な考え方は先ほど村長答弁ありましたけれども、私の考え方は全体3年間の保険料を計算するときに、1年目が黒、2年目がゼロ、3年目で赤で、それで最終的にゼロにするというのが基本だったと記憶しておるわけです。ですから、その3年間でゼロにするということは、数字的にはできるのですけれども、中身は非常に厳しいものがありました。

第1期、最終的には3年間で赤字になりましたが、当初保険料を算定するときに、国から示されたデータに高齢者だとかそういう人数を入れて入力してきますと、山形村の第1号被保険者、65歳以上の被保険者の保険料が2,192円という数字が出てしまった。この数字をたしか私、記憶が薄いのですけれども、たしか2,400円くらいにしないかと担当に申し上げたことをまだ頭の隅に残っております。2,192円のこの数字は当時はこの数字は1円も変えることはできなかった。これが第1期の算定でした。

そこでお聞きしますけれども、おおよそ答えを分かってながら質問したいと思うのですけれども、第1号被保険者の保険料は現在は市町村ごとに算定で決めることができるのでしょうか。これを1点お聞きします。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に答弁願います。

古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 今、議員がおっしゃったように、今でも国の標準のシステムというのがございます。そこにいろいろな数字を入れていって決めるわけですが、現在は最後の決定するところの金額につきましては、それぞれの自治体の事情に合わせて金額を設定することができるということになっております。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 当時、第1期目のときは数字を変えることができなかったのですが、今はデータの的には入れ込んでいって数字を変えることができるという答弁をいただきました。ありがとうございました。

続いて1の2のところです。現状では9段階の保険料ですが、聞くところによりますと13段階で行っている団体もあるように聞いております。山形の介護保険料の段階を保健福祉課からいただいたのですが、1期目・2期目が5段階、3期目が6段階、4期目が7、7で最後の23年の年ですけれども、これが6段階。それからまた6に下げしております。6で行きまして5期の終りまでが6段階、それから6期・7期・8期が9段階になっていたと示されております。

そこで、今後のこの13段階というのはなぜかというところの中で恐らく9段階になっていると、9段階のところに行くのがどさっと入っているのです。最後の13段階にしますとその細かく出てくるではないかというような予測もしますので、13段階にするほうがかえって所得に準じた負担ができるではないかという気もいたしますので、この辺今後検討されるかお聞きをしたいと思います。

○副議長（新居禎三君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 今、お話しいただきましたとおり、山形村においては基本的に国の基準に合わせてきております。これを何段階にするかというのは自治体によって任意に設定することができます。

一般的に言いますと、人口の多い市町村ほど、所得の格差も広がるという考え方で東京の方面では16段階でやっているところもございます。そのほかにも14段階12段階とか設定している市町村があるのですけれども、山形村においては基本的に国に合わせてきているというところで、今回、まだ実は国の方針が正式に12月末でなければ出ないものですから、今日の段階で決定したという言い方はできないのですけれども、今のところの情報では国の基準が9段階から13段階に上がるという情報が入っておりますので、そのとおりであるとすれば、山形村もそれに合わせて今回13段階にするということで検討してまいりたいと思います。

その増えるところにつきましては第5段階目がいわゆる基準額、標準になるのですけれども、9段階が一番所得の多い方のいる層ということになっておりまして、今ですと9段階のところは年間の所得が320万円以上ということで大きなくくりになってしまっているものですから、そこをさらに細分化、5つに分けて、1番上を13段階にして、より細かく設定することによって均等なというのですか、所得段階に応じた



設定になっていくということですので、そこにつきましては国の決定を待つて最終的に判断してまいりたいと考えております。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 決定ではないけども国の情報として13段階になる、村の場合は国の段階に応じてやっていたということで、各町村は個々の考え方があって、今言った16段階もあったりしているのですけれども、これは国が示されたらその方法で行くという考え方でよろしいですか。分かりました。

次に1の3の質問をさせていただきます。基金の状況ですが正直言って1億3,000万円、これは令和4年度の第1号被保険者の徴収の保険料額が1億7,210万円くらいとなっており、令和4年度は先ほど村長が基金の額が1億3,000万円、1億3,099万六千何百円とあるのですけれども、決算で提出されました。

これは単純に割りますと令和4年度の第1号被保険者の保険料と基金のやつをやると約76%超の数字になっているのですよね。先ほど村長は保険料の20から30%くらいが妥当だと。30%としても1億7,000万円ですから約5,000万円、3倍近い基金を今現状持っている。これは数字的になってしまったからいろいろ言わないのですけれども、令和6年から第9期の保険料の算定に入るわけですが、この数値を参考にさせていただくのでしょうかが1点。

それから5期目の最終年度、これは平成26年度の決算が非常に厳しかったということで基金を取り崩して、6万円ばかりでしたかね、8万円ばかりでしたか、残金が基金がなくなってしまった。

これは、そういう結果もあるのですけれども、そういう状況を見ながら、今、村長が言った20から30というのは恐らく担当課から聞いた数字だと思うのですけれども、30としても5,000万円くらいあればいいのではないかと考えておりますので、この5期目が厳しかったので、6期目、7期目で思い切って数字を上げたのですよね。

その結果がこういう結果が出ておりますので、それで8期でいかにも、私も、ある介護保険の人に聞いてみたら、介護保険料を下げるなんてことは考えられないという人がいらっしゃいました。というのは基本的に数字がいい数字が来ているので、それ上げていくのが当然だと思うのですが、8期目でいかにも皆さん下げてやるよと言って290円下げてもらいました。これはありがたかったのですけれども、結果的に多額の基金が生じたという形で、この基金は村長の先ほどの答弁で20から30、30としてもいいのですけれども、思うのですけれども、この基金の状況1億3,000万円、

76%、この今日の状況、村長、どう思いますか。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 福澤議員、今ご指摘ございましたが、まずこの1億3,000万円、非常に大きな基金が積み立てられているという状況でありますし、山形村は保険料が高いかというところで見えますと、長野県下でも低いほうから5番ぐらいに入るところで推移しておりますので、非常に保険料も低くて、また基金も多い。ある面では非常にありがたいというか、そういった決算を打っているということだと思います。

ただ、私も非常に疑問に思っておりましたので、何でこうなるかということですが、山形村の場合は国保が非常に厳しい状態で赤くなっているという状況の中で、介護保険の保険料は反対に県下でも非常に低い金額。このところが自分でもよく理解できないものですから、現場が一番よく分かっていると思うものですから、もう一度精査してみてくださいということを話しているところですが、なかなかその原因も幾つかあると思うのですけれども、そんなことでこの数字についてはそんな捉え方をしておりますし、先ほど議員ご指摘のとおり1期目が黒で、ゼロになって赤になって、最終的にゼロになればというような、要するに介護保険料というのは、どんどん負担が増えていくという前提の考え方が基本だと思うのですけれども、山形村の場合は介護保険料が下がってきているという状態なものですから、非常にどんなふうに理解していか戸惑っているというのが現状であります。この基金については3期で決算を打つていかないと、決算というか、ゼロにしていくのが理想だと思いますので、それに近づけるよう状況を見ながら、果たしてまた増えるということになってもあれですので、しっかり状況を予測しながら考えていきたいと思っております。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 国が大体、調整額ですかね、それをどんだんどんだん減らしているのが第1号被保険者に保険料としてどんだんどんだん上乗せしているのは国の施策なのです、これ。従来でしたら国は20%と調整が5%が基本だったので、この間データをもらって見ますと、国の調整交付金は、村の場合は1.46%、5%が1.46%に減っているのですよ。それに対して保険料は23%でいやつが26.54%ということで、保険料に上乗せをしている。これは普通でしたら調整交付金というのは国が出さないといけないから、本当だったら村が出さないといけない数字になるのではないかと私はそう思っていましたけれども、これは村が出すべきも

のではないですからいいのですけれども、国の調整額が大分減っているということがどういふ結果かちょっと分かりません。たしか山形の第1期目は5%をちょっと上に行った調整交付金だったと私は記憶しております。

それはそれとして、この辺は第9期の保険料には先ほど村長も答弁していただきましたけれども、20から30、30といっても5,000万円ということは25としての5,000万円だと2億円以上の額になりますので、保険料が5,000万円持っているとするれば。そういう結果もありますのでぜひまた9期の保険料には参考にさせていただきたいと思えます。

それでは、次、1の4の数字のやつですが、第8期の関係ですけれども、これも結果が出ておりましたので、したいと思うのですけれども、3年度の計画で6億5,759万7,000円。給付額が5億八千何十万円、差が7,700万円、実績数値として88%強、12%が残った。それから令和4年度は6億7,390万円、端数は切りますけれども、給付額が5億4,690万円、これで約1億2,700万円。これは実績数値で81.16%なのです。

第8期はもう1年ありますから2年の実績の評価は担当としてどのように考えているか、村長に答えさせるわけにはいけませんので、できたらお答えを願いたいと思えます。

○副議長（新居禎三君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 今、お話があったとおり、計画値よりも大分低く、実際には収まったと、収まったという言い方がいいかどうか分かりませんが、何分このいわゆる計画の数字を参考にして保険料を決めているという介護保険の料金の決め方のシステムでございますので、そんな流れからも、今回この8期についてはなかなか読みと外れたという言い方は変かもしれませんが、ちょっと難しかったというのは、第8期は令和3年から今年の5年の3年間ですが、最初から最後までコロナの影響を受けたというところ。それから村の傾向として、3年、4年ほど前から要介護4・要介護5といった方が減少傾向にあって、逆に要支援1・2の認定者が増えているというところで、これは社会の流れとすれば決して悪いことではない、いいことだと思うのですけれども、この介護保険の会計にとりましては、なかなか読みづらかった部分というのがございまして、様々な要因でこういった形で差額が出てしまっているということでございます。

今年、令和5年度につきましては、引き続き要介護4・5につきましては若干ずつ

ですが減少傾向にあります。コロナ禍が大分収束したということもあるのかも分かりませんが、引き続き要支援の申請者というのは今年度増加傾向にございます。ですので、その辺を今度どう読んで次の第9期に向けて考えていくかというところになりますので、そこをなるべく向こう3年間の社会情勢も含めて、慎重に考えていく必要があると思っております。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） ありがとうございます。9期に向けて数値のものをしっかり出していただきたいと思えます。

保険料の1期目からの資料を見ますと、確かに基金は4期目のときに3,000万円以上あって、5期目の最後に8万2,000円くらいになってしまったという経過がありますので、3,000万円から4,000万円、先ほど言った30%、保険料のよく行っても30%ぐらいが妥当だと思いますので、その辺を精査していただきたいと思えます。

次、1の5の質問に入らせていただきます。令和4年度の第1号被保険者の保険料の内容を見ると特別徴収、これは年金からの引き落としの方だと思うのですが、2,373人、それから普通徴収、特別徴収ができない方が176人ということでした。恐らく特別徴収の方の徴収率は100%だと思いますが、普通徴収の徴収率が92.15%、未納額が92万7,270円という決算でした。

滞納繰越分、普通徴収分の滞納者は令和3年度まで37名、滞納額が184万3,490円、令和4年度不納欠損額が81万520円、15人95件の不納欠損額。これは平成30年の課税とのことでした。

そこでお聞きします。令和4年度の未納額が92万7,270円から令和3年度課税分の不納欠損額81万円を単純に割りますと、87%の方の課税分が不納欠損となります。不納欠損者が滞納者に対する制度上のペナルティーは、先ほどいろいろあるように聞きましたけれども、もう一度お聞きします。国保の場合、滞納者については短期の保険証となると聞いております。

また令和3年度までの滞納者37名の今回の不納欠損者15名を単純に割りますと40%の方が不納欠損になってしまう。ペナルティーというのは人間生きている限りだけ国保の関係についてもそうですけれども、介護を受ける方についてペナルティーを完全にかけるということは非常に難しいし、かけていいものやら、担当の人は困ると思うのですが、ペナルティーを今まで介護保険利用者に対して適用したことがあるか、ないか。その2つを聞きたいと思えます。

○副議長（新居禎三君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 滞納の関係なのですが、公平に負担していただくという観点では徴収率100%に向けて努力していく、それは当然のことでございます。

それでも、ペナルティーの話もありましたが、いわゆる家庭の事情ですとか、いろいろな会社の関係、いろいろな要因で、条件は様々なのですが、やむを得ず未納となっている場合も中にはございます。そういったこともございますので、こういったペナルティーの関係は、とても慎重に判断していかなければ、実際介護のサービスを受ける、受けたいという申請があった場合に、「いやちょっと無理ですよ」と簡単には言えない部分もございますので、そこは村としても慎重に判断をしていかないといけないというところだと思っております。

山形村においては、2000年にスタートした事業でございますが、今のところ制度上の給付の制限といったことを実施した事例はありません。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 生きている、特に弱者の方の保険制度ですので、その辺は慎重に行っていたきたいということを希望しております。

最後に6番の村長は介護保険をどう考えているかということですが、これは私の考え方ですから、私も行政にいたから、そういうことを言いたくないのですけれども、私としては消費税を導入したときに、たしか社会保障に使うからと国は言ったはずなのです。ところがまた介護保険、何か知らないけれども、私は介護保険に対してはえらい好きではないということだけ申し上げて、先ほど回答いただきましたので村長の答弁は要りません。この1番終わりにします。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員の1番「山形村介護保険事業について」は終了でよろしいですね。

○6番（福澤倫治君） はい。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員、次に質問事項2「マイナンバーカードの普及状況について」質問してください。

福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 次に、2番の「マイナンバーカードの普及状況について」。

この質問は昨年12月の定例会及び今年の6月の定例会で質問させていただいて今回で3回になりますが、あと1年を切って現行の保険証からマイナ保険証に変わることになりますので、再度現在の状況についてお聞きします。

昨年11月27日現在、申請手続が終了された方が55.9%、本年5月28日現在申請手続が終了された方が78.04%でした。5月28日以降の申請手続が終了された方は直近の数字で結構ですが何%くらいか教えていただきたいと思います。

それから2点目として、これは再三お願いしているのですけれども、非常に難しいことだとは思いますが、お年寄り、施設に入手されている方、お子さん、特に小さい本当に未就学の方ですけれども、申請率は何%ですか。分かる範囲で結構ですので、もし分からなければ結構です。特に今言った入所者、介護保険の要介護者、未就学者が分かりましたら教えてください。

3点目としてカードの返納者はありましたか。お聞きいたします。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、村長答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項の2番目であります「マイナンバーカードの普及状況について」のご質問にお答えをいたします。

1番目のご質問の「5月28日以降の申請手続が終了された方の直近の申請率は何%ですか」ということではありますが、現在の交付率を申し上げますと、11月19日現在であります。交付の申請手続を終えられた方が79.5%、交付済みの方が71.1%となっております。

2番目のご質問の「お年寄り、施設に入所されている方、お子さんなどの申請率について」であります。マイナンバーカードに関しましては、国から取得者の年齢や男女別などの内訳が自治体ごとに示されることがありません。そういった状況でありますので村としてもそういうデータは今のところ把握してない状況であります。また、介護の状況や施設入所の状況についても個別に把握することはしておりません。

3番目のご質問の「カード返納者について」であります。4月以降のマイナンバーカードの返納をされたされた方は7件ございました。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 進んでいないね、やっぱり。半年経っても1.5%弱。この前も6月のときにもそう言ったのですが80%を超すとほとんど進んでいかないのです。職員の方は一生懸命やっていると思うのだけれども、本当に進まない。あと20%の方は来年の秋になったらどうするかということは心配されますけれども、時間が押し

ておりますので、この辺の答弁は結構です。

それから2番は数字がつかめないということで、それはもちろんそうだと思いますので。

3番目のカードの返納者でありますけれども、7件あったという。これは分かりましたら結構ですけれども、村長は分からないから担当課長に聞きますけれども、どういう形で、「国がこんなことやったって嫌だから」と、せっかく取ったやつを7件、何か文句を言って持ってきたのですか。ただはいつ持ってきたか、その辺だけちょっと、氏名は別に教える必要ないです。

○副議長（新居禎三君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） データが4月以降ということでご案内のように例の国でバタバタしていたあの一件以来でございます。ご提出いただくときにそれなりの書類を書いていたのですが、そこに返納の事由ということでご記載いただく内容については制度自体の信頼ですとか、取ったけれども実際の必要性を感じないということが記載されておりました。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） ちょっと悪いね今、3番目の方ではなくて、2番目の質問を申し訳ないけれども、たしか10月26日の信毎だったと思うのですけれども、名前を申し上げてはいけないのですが、マスコミの報道で県内の開業医らでつくる県保険医協会が25日に政府が来年の秋にマイナンバーカードを1本化するマイナ保険証をめぐり県内医療機関の9割余りが現行の保険証を継続させる必要があると答えたという調査結果が公表されました。これは新聞を見ますと92%と書いてあったのですけれども、まず1点目がシステム上のトラブルが相次ぐこと医療現場が混乱していることが指摘されました。

私も今回ある村の医療機関に行ってマイナンバーカードのところで設置したところに聞いてみたのですが、「マイナンバーカード持ってきてやっている方いるか」と言ったら「ほとんどいない」と。

村長、この報道に対して92%という開業医の関係ですけれども、反対をしていると報道されましたけれども、村長はこの報道どう思いますか。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 現場の医療機関の皆さんの率直な現場の本当に対応する当事者の皆さんの意見でありますので、マイナンバーカード1本だけでやるというのは現実

的に無理だということなのかなと感じております。

ただ、マイナンバーカードにやがては切り替えていかなければいけないし、できるだけ早くそれをやらないと国際競争の中のデジタル化で取り残されるというのもまた確かにそうかなと思いますし、そんなところでありまして、ちょっと答えになりませんが、そんなところですよ。答弁にはなりません、そんな感想であります。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） これで2番の質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

村長としてはそれ以上の答えは出てこないのではないかという考え方で質問させていただきました。ありがとうございました。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員、2番「マイナンバーカードの普及状況について」は終了でよろしいですね。

それでは福澤倫治議員、次に質問事項3「山形村複合施設整備推進委員会の検討内容と進捗状況、及び、今後のスケジュールについて」を質問してください。

福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 先ほど小林幸司議員も若干触れておりましたので、ダブった部分だけはカットしていただいても結構です。3番目として「山形村複合施設整備推進委員会の検討内容と進捗状況、及び、今後のスケジュールについて」を聞きたいと思っております。

複合施設整備推進委員会の委員の皆様方には、長年にわたり複合施設建設に向けてご検討されておられることに改めて敬意を申し上げ、担当されている職員の方々には複合施設という難しい施設建設にご努力いただいていることに深く感謝を申し上げます。そこで次のことについて質問いたします。

委員会の検討内容と今後のスケジュールについて、先ほど若干、小林幸司議員のところで言われましたので省いていただいてもいいですけども、教えてください。

2として、最近は民間事業者と連携して事業を実施することもあるようですが、そのようなことも少し考えておりますか。

3として、最後に村長として複合施設の建設に向けての考え方がありましたら教えてください。

以上です。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。



(教育長 根橋範男君 登壇)

○教育長（根橋範男君） 福澤倫治議員 3 番目の質問事項であります「山形村複合施設整備推進委員会の検討内容と進捗状況、及び今後のスケジュールについて」のご質問にご答弁申し上げます。

質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、質問の 1 番目と 2 番目につきましては私からご答弁申し上げます。

1 番目のご質問の「委員会の検討内容と今後のスケジュールについて」であります。委員会の検討内容としましては令和 4 年度末に策定されました複合施設基本構想の実現を図るため具体的な基本計画を策定することとし、今年度会議を重ねてきております。

基本計画策定にあたり、委員会で検討してきた内容としましては、複合施設の基本的な考え方、ミュージアム機能、図書館機能、子どもの居場所・住民交流の場所機能の 3 つの機能の事業活動の方向性、建築計画などの施設の計画、管理運営計画などについてであります。

次に今後のスケジュールについて申し上げます。

委員会として基本計画を取りまとめ、村長に報告をした後、基本設計に向け準備を進めてまいります。来年度令和 6 年度になりますけれども、基本設計、実施設計を行い、令和 7 年度に建設に着手できるようにしたいと考えております。

施設の建設は令和 7 年度から令和 8 年度を予定し、供用開始につきましては、可能であれば令和 8 年度中を考えております。

次に 2 番目のご質問の「最近民間事業者と連携して事業を実施することもあるようですが、そのようなことも少し考えておりますか」についてでありますけれども、財源の平準化、事業のスピード化及び管理運営を含めた施設整備等についてメリットがあると見込まれる官民連携事業について検討していきたいと考えております。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長、お願いします。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） それでは 3 点目のご質問であります、「村長として複合施設の建設に向けての考え方は」についてのご質問であります。

山形村複合施設検討委員会で十分協議をしていただきました。もう数日で答申書をいただくという予定でありますので、今後につきましてはこの答申の内容を踏まえて村民のニーズや社会情勢やまた今後の村の在りようなども熟慮しながら課題を整理し、

進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 教育長、村長から答弁をいただきました。ありがとうございます。

一言だけ申し上げて、答弁は要りませんが、令和7年度の建設となれば、恐らく村長は骨格で予算を組むのではないかと、組まざるを得ないと多分なりますので、ぜひ骨格であっても予算の中に入れ込んだ骨格予算を組んでいただきたいことを希望いたします。この質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（新居禎三君） 福澤倫治議員、「山形村複合施設整備推進委員会の検討内容と進捗状況、及び今後のスケジュールについて」は終了でよろしいですね。

○6番（福澤倫治君） はい。

○副議長（新居禎三君） 以上で、福澤倫治議員の質問は終了しました。

ここで暫時休憩します。

（午前11時16分）

---

○副議長（新居禎三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前11時17分）

---

◇ 大池俊子君

○副議長（新居禎三君） 質問順位4番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「山形保育園で起きた園児大ケガ事故への対応について」を質問してください。

大池俊子議員。

（11番 大池俊子君 登壇）

○11番（大池俊子君） 議席番号11番、大池俊子です。今日は、3つの問題について質問したいと思います。

まず1つ目に山形村山形保育園で起きた園児の大ケガ事故についての対応について。

去る10月12日に、山形保育園大型滑り台で大ケガ事故が発生しました。けがを

した園児は、家族、祖母が松本市立病院に連れていき受診し、その後、こども病院に移り入院となりました。幸いにも園児は現在退院していますが、まだ自宅療養中で、登園できていません。これは11月27日の時点です。

村の対応としては、外部による「村保育施設等重大事故検証委員会」を設置し、早急な事故検証を行い再発防止に務めることとしました。そこで質問します。

1つ目に、園での事故が起きたとき、けがをしたときの対応マニュアルは、今回の事故でどのように生かされたのでしょうか。

2つ目に、以前にも骨折事故などが起こりましたが、直轄の子育て支援課として、管理監督の立場からの指導、対応はどうされましたか。

3つ目に、「村保育施設等重大事故検証委員会」が11月21日に発足されました。どのようなメンバーで検証の内容と今後の日程などはどうなっていますか。

以上で、1回目の質問とします。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、村長答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大池俊子議員のご質問にお答えをいたします。「山形村保育園で起きた園児大ケガ事故への対応について」のご質問であります。

1点目の「園での事故が起きたときの対応マニュアルは今回の事故でどのように生かされたか」についてであります。園では4つのマニュアルがあり、必要に応じて見直しがされてきましたが、今回の事故についてマニュアルどおりの対応ができていなかったと認識をしております。

2番目のご質問の「以前にも骨折事故が起こったが、直轄の子育て支援課として管理監督の立場から指導、対応は」についてであります。子育て支援課では事故の際には原因を確認し、教育委員会とも連携し、保育園と連絡を取りながら、再発防止に取り組むよう努めてまいりました。

3番目のご質問の「村保育施設等重大事故検証委員会が11月21日に発足された。どのようなメンバーで検証内容と今後の日程は」についてであります。弁護士、医師、保育関係、学識経験者の5名で事故の発生原因や再発防止策の検証を行っております。

委員会は非公開となっており、検証については第三者である委員の皆さんに委ねております。

今後の日程については、11月下旬に2回目の開催があると聞いております。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 1つ目①のところですが、今4つのマニュアルがあると言われましたが、4つはどういう内容でしょうか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 4つのマニュアルについてですが、1つずつ申し上げますと、保育の場面で留意する内容を記した「事故防止マニュアル」、それからけがが起きた場合に対応する「救急対応時マニュアル」、それから119番に電話をした際の対応が載っている「119番対応マニュアル」、それから不審者が発生した場合の対応ということで「不審者対応マニュアル」の4種類となっております。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今回のこのけがについては初期対応の悪さというのが非常に問われていると思います。私も、このけがをされたご家族の方からの相談を受けたり、その後も経過などをお聞きしながら相談に乗ってきました。

前段にも言ったのですが、直後に家族が保育園から連絡を受けて家族が病院へ連れていったということで、その時点から非常にまずかったのではないかと思います。4つのマニュアルがあると言われましたが、皆さんに保育士さんや関連の人たちへの徹底というのは常にされていないと今回のように何が起こるか分からない状態ですが、全くされていなかったと捉えていいのでしょうか。それともやっていたが、今回生かされなかったと捉えていいのでしょうか。どうでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 初期対応の悪さについては議員のおっしゃるとおりだと思います。

このマニュアルについて、園の中でも共有をして、それぞれ確認はできていたところではあるのですが、そのマニュアルが今回生かされなかったということが事実だと思います。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 事情は分かったのですが、このマニュアルが生かされるには常に保育士さんや保育園で徹底しないと、急な場合は全く、今回のようになってしまうのですが、それが例えば毎年この確認をして訓練をしているとか、そういうのが

されていたでしょうかというのをお聞きします。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） マニュアルについては、年度当初に必ず保育園の中で、職員会の中で確認をして、必要に応じて見直し等も行ってはいたのですが、今回このようなことになってしまったということで捉えております。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） それでは1つ目の質問はこれでいいです。

2つ目ですが、直轄の子育て支援課とそれからその上にある教育委員会、村との連絡のつながりというのですか、それが的確にできたかどうかというのをお聞きしたいと思います。先ほどしたというのですが、対応がすごく遅かったように感じますが、そこはどうでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 連携についてという部分なのですが、保育園から受診をするようなけがのときには必ず子育て支援課に連絡が来まして、そのけがによって子育て支援課から教育委員会へということになっています。

今回についても、いろいろ事情が分かったところでそれぞれ連絡をしてということ、教育委員会にも情報を共有したということになっております。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 現場からその園長、それから支援課、教育委員会と、その関連が非常に遅いというか緊迫感がないように感じています。

今回の事故も、細かいことは言いませんが、保育園の時点で軽いとみなして家族の方が連れていったと捉えていますが、結果は全然逆であったということで、そのことを捉えても連絡待ちではなくて、支援課が直轄の管轄として常に保育園の状況の把握をしていかなければいけなかったのではないかと思うのですが、その点をどう感じますか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。保育園から連絡があった時点でも少しやり取りはしたのですけれども、どうしてもそこら辺のところの後手後手に回ってしまったということで、今回いろいろな対応が遅くなってしまったということで反省しております。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） この大きな事故の前にも私も相談を受けたのが幾つかあったのですが、事故がありました。そのときも保育園が支援課に伝えるのが非常に遅かったりということで、常日頃の対応の悪さというか、それが出てきてこういうことになってしまったのではないかと思うので、よく前に「報連相記」と、前の村長は言われたのですが、常に報告や連絡、相談、それから記録と言われたのですが、一番必要なことではないかというのをつくづく感じたのですが、そういう点から見ても保育園で何が起きているのかという状況を支援課として常につかんで、おかしなところはおかしいというところで修正していかないと、また再発が起こるとも限らないと思うのです。小さな事故は多分たくさん起きていると思うのですが、それを常に把握しながら安全な保育園というのをつくっていかなければいけないと思うのですが、その点はどう考えておられるか、またこれからどうしようとしているのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 保育園との連携についてももう少し密にしながら安全対策に努めていきたいと思っております。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） それでは2番目も、今まで以上に保育園を見回ったり、相談を受けたりというのを続けてほしいということで、3つ目の質問に入ります。

村保育等重大事故検証委員会が発足されてこれから11月下旬に2回目ということですが、最終的にはどのくらいの見通しでお願いされるのでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 検証委員会の関係につきましても、委員さんの意向というものもあるのですけれども、なるべく間を開けずに結果を出していきたいということでお聞きしております。なので、日程等についてはまだ詳細がはっきりしていませんのでお願いいたします。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 11月22日の新聞の報道ですが、検討委員会が開かれたということで、中身が分かっている事実関係や状況を確認した原因究明の前提となる事実経過に不明な点も多いため、まずは検証を第一に再発防止の提言につなげたいとしています。村長の提案の中にも、この委員会をつくった中に再発防止に向け適切な対応をしていきたいというのを言われています。

私もいろいろ相談に乗る中でも、非常に保育園の報告と当事者と食い違いが、幾つか重大な食違いなんかがあったのですが、そういう点も含めて、この検討委員会任せではなくて、村としてもこの事故の検証をしていく必要があると思うのですが、その点村長はどうお考えですか。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご指摘いただいた第三者検討委員会とは別に村としてはどうかということではありますが、第三者検討委員会というのは、ある程度その判断を違う組織に任せたとはいえるか、他力本願的なことですから、その面また客観性が保たれることもあると思います。

村としても内部では例えば担当課だったりなんかではそれぞれ課題の洗い直しなどはしていただいておりますけれども、まとまって庁内で検討委員会というようなものは今のところ考えておりませんが、第三者検討委員会の中で中間報告だったりある程度方向性が見えた段階では庁内でも検討委員会、具体的な対応策の検討などが必要になるということになれば、そういったことも考えていきたいと思っております。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 検討委員会が開かれる中で、その必要があればと言われたのですが、その判断はどこですか。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） まず一番は、事実関係もまだ本当のところがよく分からないようなところもあるものですから、まずその事故が起きた経過とそれと保育の例えば内容にも問題あるのか、それとも人員配置に問題があるのか、人事配置ということになれば当然予算にも関係してくる話でありますので、内容によってどういう判断をするかは変わってくると思いますし、いずれにしましても、ある程度見通しのようなものが出た段階では、どういう対応をするかの話し合いをしないといけないと考えております。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今、保育内容にもと言われたのですが、私は両方関係があると思っています。その中で、ともすれば周りのうわさとかいろいろで流されて事故だけがをしてしまった子どもがやんちゃで悪いみたいなどころもお聞きしていますが、そうではなくて保育園の中で起きた事故とかいろいろな問題というのは、保育園の問題、村の問題として取り上げていくということが基本だと思います。

そういう中でも、村としてこの重大事故を起こしてしまっていて、どういうふうにか村独自で検証し、反省といいますか、それをどこの時点で判断していくかという見通し、計画も非常に必要だと思うのですが、そこの第三者機関とは別に先ほど様子を見ながらと言われたのですが、私は緊急につくって結論を出していく必要もあるのではないかと考えていますが、再度、村長にこの点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 大池議員のご指摘はそのとおりだとは思いますが、1つ心配というかあまり先走ってはいけないと思うのは、村が例えば並行して検討委員会を立ち上げてやっていった場合に、仮に第三者の委員会と村の町内でつくった委員会の意見が違った場合にどうするかという話が出てまいります。でありますので、第三者の委員会の答申といいますか、ご指摘いただいたことを優先させたいと考えておりますので、順序といいますか、その時間的な経過が少し遅れるわけですが、ある程度第三者委員会の考え方がまとまった時点で、庁内の対応策は考えたいと考えているところです。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） それではこの第三者委員会、まだ中身がこれからどうなるかというのが分からないのですが、この原因究明、前提となる事実経過を調べていくというところで保育園側やそのけがをされた当事者とか、いろいろな各面から検証されていくという、検証の時点でそこまでやっていただければという考えでよろしいでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 検証委員会の中では再発防止策を定義するために原因も検証するということでの検証委員会になりますので、原因の究明をしっかりとその上で再発防止策ということを提言していただくことになっています。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 細かなことはいろいろ言ってもこれからですので、これからの検証委員会と村の対応に期待をして最も傷を負われたご家族の方などや、それから保育園の保護者や住民の人たちも非常に心配されている方が多くいますので、その人たちの期待に応えられるような対応をして、早い対応を望んで、この質問を終わりにしたいと思います。

○副議長（新居禎三君） 「山形保育園で起きた園児大ケガ事故への対応について」は



終了でよろしいですね。

大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） この点で、そういう対応を望むということなのですが、村としての責任も非常に問われています。村長としての基本的な考え方に村内の園の中で起きたという事故に対しての村の責任というのを最後にどう考えておられるのか、その点をお聞きして終わりにします。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 山形村立保育園の中で起きたこういった事故でありますので、村の責任だということは痛感しております。

第三者委員会との、この考え方ですけれども、ここにもありますとおり、例えば専門的な保育の専門家であったり、弁護士さんであったり、そういった方々がこれをどう捉えるかというのですか、問題点を専門家の立場からどういう判断をされるかというところを期待しているところであります。

先ほど庁内で検討委員会をつくるべきだという話もご指摘ございましたが、庁内でつくる場合はどうしても専門職というよりも一般の事務職の人間が寄って、あまりよく分からない保育の指針であったり、保育園の運営、それからまた法律的な考え方、医療の考え方、そういった分野になりますと、なかなか議論がかみ合わないということもありますので、この第三者の事故調査委員会が検証委員会のところでその点はしっかり検証していただいて、何が課題かというところも洗い出していきたい。それを受けて村では、何を村でしなければいけないかというところを整理したいと考えております。

○副議長（新居禎三君） 1番目の質問は終了でよろしいですね。

○11番（大池俊子君） はい。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員、次に質問事項2「園長の正規採用は」について質問してください。

大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） これも保育園に関係あるのですが、2つ目に「園長の正規採用は」。

山形保育園は村立であり、現在230人が在園するマンモス園であります。

店員は280人でしたか。現在、会計年度職員である園長さんです。2人目になりますが、会計年度任用職員は給料が正規とは大分違って安いです。それから責任は同

じように非常に重いです。そういうところから見ても正規職員の園長に戻してはどうでしょうか。質問します。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、村長答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項2番目の「園長の正規採用は」についてのご質問にお答えをいたします。

現在、会計年度任用職員である園長は低い給料で負担、責任は大きい。正規職員の園長に戻してはどうか」ということではありますが、専門的な技量や能力を有し、職員それぞれの人材育成や保育園の運営全体のマネジメントに適正に対処できるものであり、併せて保育園の活性化に尽力できる者が園長として望ましいと考えています。この場合、幅広い保育の現場で様々な経験を重ねてきた外部の方の専門性や知見を入れていくことも必要だと思われま

す。こうした考え方を踏まえて、園長には山形保育園の現状を十分認識する中で総合的に判断していくことが望ましい園長の職だと思います。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 2回目の質問なのですが、保育園は保育指針というものがあって、国があり、県があり、村があると思うのですが、国県は大体同じでその下の村になると村の独自性、特徴がある保育方針というのが出されてきていると思うのですが、山形村ではその独自性を徹底するということから見ても、その園長が変わるたびに少しずつ変わっていくというのはどう捉えていいのかなと思うのですが、その点はどうか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 保育園では、新保育指針を基に園の中で保育の方針ですとか目標を決めていますので、園長の考え方というのも多少あるのかなとは思っております。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 多分私も今回の保育園の場合は特に保育園の特徴が、よくも悪くも出てきているのかなというのを感じています。

その点から見ても、やまのこはまた独自の方針があって、自由保育の下に安全性も

確保されていると思いますが、現在園長先生が変わるたびに山形の保育園も少しずつやり方も村民に見える形で変わっているというのが、私の感じているところではありますが、村としてもこういう保育園になってほしいというのがあって、こういう園生活を送ってもらいたいという方針があってやられていると思うので、その点を踏まえて、正規の職員の方が村のしっかりした方針の下に保育を進めるという点からどう考えているか村長にお聞きしたいと思います。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 非常に難しい質問だと思います。特に保育園というのは限られた、特別な施設の中で行われている保育でございますので、なかなか目に見えないといえますか、よく分からないというのが実態でありますし、先ほど園長の考え方で変わるというのがありましたけれども、ある程度は園長の裁量でありますので変わってもそれは当然だと思います。

ただ、こういった事故を受けてということもございますけれども、一番優先しないといけないのは子どもの安全だということは再認識しているところであります。その上に子どもたちの健やかなその育ちというのをサポートしていくというのが保育園の仕事になってくると思うのですけれども、これについてもまた専門家のアドバイスをもらいながらということになるのですけれども、何が欠けていたかというところについてもご指摘を先ほど申し上げたその検証委員会からいただければと考えている。そんなところであります。

以上です。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今回が2人目の会計年度の先生なのですが、以前は村からの職員が園長になったり、また保育士の中から園長として上がっていました。2人目になったわけですが、このところで再見直しというか、今、検討委員会の結果でと言われたのですが、村長としてもここでまた正規の職員を採用というところで見直してきちんとした、その大きなマンモス園である山形の保育園の園児たちやまた家族住民の人たちが安心して預けられるような保育園に戻すためにぜひ正規の保育士をというところをお願いしたいところですが、最後に村長のお考え、腹積もりをお聞きしたいと思います。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 来年、この今の保育園の人事の話のようなことになってしまう

のですけれども、例えば今の保育園の運営の仕方というところが先ほど議員さんのご指摘ですと、保育の内容も課題だというご意見もございましたけれども、これについても本当にそうかというのは、これはいろいろ意見が分かれるところだと思いますし、こういったところこそ先ほどの専門職の専門家の皆さんの客観的な意見をいただきたいと思ひますし、今の段階で今の保育園のやり方を全否定するようなことというのは、まだちょっと早いかなと感じております。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員、「園長の正規採用は」については終了でよろしいですね。

大池俊子議員の質問の途中であります、ここで休憩とします。質問事項3については、午後1時から再開して行います。

それでは、1時まで休憩とします。

（午前 11時52分）

---

○副議長（新居禎三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

---

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員、次に質問事項3「『放課後児童クラブ』及び『子ども達の居場所』の状況は」についてを質問してください

大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 午前中に引き続いて3つ目の質問をしたいと思ひます。

「『放課後児童クラブ』及び『子ども達の居場所』の状況は」。

昨年度までトレセン教養室を第3児童館として使用していましたが、登録児童が減るという理由でトレセンでの使用を中止し、現在そこは「子ども達の居場所」事業として使用しています。次年度は児童館の登録児童が増える見込みとお聞きしますが、そこで質問します。

1つ目に、今後の「放課後児童クラブ」及び「子ども達の居場所」の利用の申込み登録状況はどうなっていますでしょうか。

2つ目に、手狭になることも考えられますが、その対策はどう考えていますか。

これで1回目の質問を終わります。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 「『放課後児童クラブ』及び『子ども達の居場所』の状況は」  
についてのご質問にお答えいたします。

質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私からご答弁申し上げます。

1 番目のご質問の「今後の『放課後児童クラブ』及び『子ども達の居場所』の利用の申込み登録状況は」についてであります。今年度10月末の状況について申し上げます。

「放課後児童クラブ」の登録者数は164人で、利用者数は1日平均117人ほどになっております。登録者のおよそ7割の利用人数であります。なお、来年度の登録者数ですが、利用希望のアンケートを実施した結果で申しますと188人ほどの登録見込み者数になると推計をしております。

次に「子ども達の居場所」の登録者数ですが、10月末で26人。利用者数は1日平均13人となっております。なお来年度の登録者数ですが、「子ども達の居場所」につきましては定員が30人のため最大でも30人の登録者数になると考えております。

次に2番目のご質問の「手狭になることも考えられるが、その対策は」についてですが、「放課後児童クラブ」につきましては小学校校舎の一部の利用が可能か検討を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） それでは1つ目の質問の①の中で、昨年まで第3児童館として利用していたのですが、撤退した理由、少なくなるということで、理由をもう一度お聞かせください。それから、子どもの居場所になるについての条例改正とか規定の改正などはどのようになされていたのかをお願いします。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 「放課後児童クラブ」で利用したり、それから「子ども達の居場所」でトレーニングセンターを利用するということで、農業者トレーニング施設条例、公の施設になっておりますので、それを条例で決めて目的外で使用するために

条例の改正をしております。

「放課後児童クラブ」をそちらに導入していくに当たりましては、令和3年4月ですけれども、こちらの条例を「放課後児童クラブ」として活用できるように改正をしております。

それから「子ども達の居場所」につきましては本年の3月にトレーニングセンターの施設条例を改正しまして、「子ども達の居場所」としてトレーニングセンターを利用できるような条例の改正をしております。

現在も、それぞれ利用できる状況というのは、そこはそのまま生かしておりますので今のところ、どちらの事業もトレーニングセンターを使ってできる条件は整えております。

それと「放課後児童クラブ」がトレーニングセンターから児童館へ1か所でやるようになった経過ですけれども、まず一番大きな原因は人数が減ったということもそうなのですけれども、それよりも大きかったのが、トレーニングセンターの第3学舎ですけれども、そちらで児童館の指導員さんと補助員がトレセンと児童館2か所にまたがって勤務をするという変則的な勤務を続けてきました。館長も両方を見るということで、それぞれに行ったり来たりという状況になっておりました。

とてもその負担感が大きいということで1か所でやった方がいいだろうということでトレーニングセンターから児童館へ行ったという状況です。

それと、令和3年度の「放課後児童クラブ」につきましては、トレーニングセンターの教養室を使っておりました。教養室を使う中で1年前は教養室を使っていたのですけれども、小さいお子さんたち、1・2年生を対象にしたものですから、階段で2階へ上がるのがとても危険な場合もあって、指導員さんや補助員さんで対応していくのに少し安全確保の面で課題があるかなということで、次の年から1階にある元気回復室を使うようにしました。ただし、あそこは占用されてしまうと社会体育で使う機会もあるものですから児童館で午後5時まで使ったらその後マットを敷いたりしていたのですが、それは片づけて、次の社会体育で使える対応をしてきました。

そういうこともあって、片づけや何かで少し手がかかってしまったということも、1か所でやったほうが効果的かなということをご判断いただいた結果だと思っています。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） そうすると今減ったということも理由の1つだけれども、補助員さんや館長さんが両方見るのは大変ということも言われたのですが、そのときは1・2年生がその多い分の30人分ですか、見ていたと思うのですが、これを例えば高学年の人たちを対象にすれば、その点は解消されたのかどうか、その点1点と、それから今度多くなった場合、例えば先ほど小学校の利用もということをやられたのですが、それでもその問題は解決されないのではないかと思います、どうですか。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） トレーニングセンターを高学年の児童の預かり用としてはどうかというご質問ですけれども、トレーニングセンターは社会教育施設として活用する部分もあって、できれば、人の出入りが夜になると非常に多い施設になりますから、高学年ですと、登録児童の預かり希望時間というのは午後7時とかというところが多くなっていくものですから、高学年でお預かりするというのは、トレーニングセンターの施設の特性から考えると難しい部分があるのかなと思っています。

それから例えばこれから検討をしていく予定の小学校の建物の一部を利用して「放課後児童クラブ」の運営をする場合に、結局そのトレーニングセンターの課題と同じものを引き継いでいくのではないかとご質問ですけれども、トレーニングセンターのときの課題を踏まえて、今まで掛け持ちでやっていたということをやればその第3学舎を設置する場合については、仮に小学校を第3学舎とした場合には、そこを担当する指導員さんやその補助員さんというのはふれあい児童館を担当する指導員さんや補助員さんとあらかじめ完全に分離して分けて、それぞれに責任を持って対応するという形で運営ができれば、かなり人的な負担軽減、人的といいますか、人の面での負担軽減というのは図れるのかなと、かなりそういった負担は減少されていくのかなと考えております。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 先ほど小学校の利用については実際、利用できる可能性も大きいと捉えていいのでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 余裕教室が完全にあるかということ、これから学校運営の中で少人数学習集団の形成を図るための教室ですとか、通級指導教室の確保とか、学校として活用すべき校舎の在り方というものもあると思いますから、これから学校と詰めていく中で、何とか学校施設で使える場所をつくり出していただいで、どういうすみ分

けをしていくかというのは、これから検討が必要になると思いますけれども、そんなことで調整をしながら進めていきたいと考えております。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 2番目と一緒にいるのですが、初めの質問の「子ども達の居場所」事業と放課後児童健全育成事業、両方使えるように今なっていると言ったのですが、実際に両方希望した場合はどちらでも使えるのかどうか。現実的にはどうでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） トレーニング施設に2つの機能が入ってくるというのは現状では今難しいのですけれども、児童がどちらかに登録するという事は可能であります。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 最後にもう1点。ふれあい児童館の運営委員会というのがあって多分そこでも会議されて相談されたことと思いますけれども、それは大体予算化も1年に一度だけの予算としてやっているのですが、このようにいろいろな問題が起きてきた場合というのは、回数を重ねるといっても考えているかどうか、皆さんの意見を聞く上でも考えられるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 児童館の運営委員会は、施設運営も含めて住民の皆様の要望や今の現状や課題というものを話し合っ、それを村長さんに報告していくという村長の附属機関として位置づけがされていて、合議的な機関になりますので、当然、回数については必要があれば1回ではなくて、必要な回数を行うというものになると思います。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 分かりました。今までここ何年間か見てきたのですが、このふれあい児童館の運営委員会も年に1回やられるだけで2回というのが聞いたことなかったのですが、これだけ子どもの登録者が増えたり、いろいろな子どもたちが増える中で、こういう運営委員会なども利用しながらいろいろな人たちの意見を聞いて、子どもたちがより過ごしやすくできるような運営にしていってほしいと思います。

188人の希望者が188人ということで、その7割にしても132人という100人を超えて、どうしても手狭になることだと思いますので、小学校の利用も考えなが



ら、その解消とそれから使いやすい施設となるようにぜひ運んでいってほしいと思います。

子どもたちにとっても放課後の生活というのは非常に貴重な時間だと思いますので、そういうことを希望しまして、この質問は終わりにします。

○副議長（新居禎三君） 大池俊子議員、「『放課後児童クラブ』及び『子ども達の居場所』の状況は」について、終了でよろしいですか。

以上で、大池俊子議員の質問は終了しました。

ここで暫時休憩します。

（午後 1時18分）

---

○副議長（新居禎三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時18分）

---

◇ 小 出 敏 裕 君

○副議長（新居禎三君） それでは、質問順位5番、小出敏裕議員の質問を行います。

小出敏裕議員、質問事項1「山形村における不登校児童対策は」について質問をしてください。

小出敏裕議員。

（1番 小出敏裕君 登壇）

○1番（小出敏裕君） 議席番号1番、小出敏裕でございます。

本日は2つの事柄について質問いたします。

最初に、山形村における不登校児童の対策についての質問になります。

10月4日、文部科学省は、令和4年度の不登校やいじめなどの実態調査を公表しました。それによると小学校で10万5,122人、前年比2万3,614人の増。中学校では19万3,936人、前年比で3万494人の増であります。

長野県におきましても令和4年度の不登校の状況は、小学校で2,125人、これは前年比529人の増。中学校で3,610人、前年比499人の増になって、いずれも過去最多となっております。

私は令和2年第1回定例会において不登校児童の実態と取組について質問を行いま

した。その後、コロナ禍などによる生活環境や社会情勢の大きな変化が不登校児童生徒の増加を招いた一因と考えております。

また、文部科学省は不登校対策として本年3月31日に「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策」、これは「COCOLOプラン」と言えますけれども、これを公表しております。

これらを踏まえ、山形小学校における不登校対策について質問をいたします。

1番、令和3年からの不登校児童数及び不登校傾向の児童数を伺います。

2番、不登校に至った要因をお示しく下さい。

3番、不登校児童の居場所を伺います。

4番、文部科学省が公表した「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を山形村はどのように取り組むのか伺います。

以上通告に従い、質問といたします。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 「山形村における不登校児童対策は」についてのご質問にお答えいたします。

1番目のご質問の「令和3年からの不登校児童数及び不登校傾向の児童数」についてですが、欠席日数が30日以上長期欠席児童のうち、病気等の理由によるものを除いた令和3年度の不登校児童数は7人、令和4年度の不登校児童数は11人、令和5年度の不登校児童数は10月末で8人となっております。なお、不登校傾向の児童数につきましては、不登校傾向という定義がされておられませんので、この区分による人数の把握はできておりませんが、学校になじめない状況の児童は相当数いるものと考えております。

次に2番目のご質問の「不登校に至った要因」についてですが、1つの要因だけではなく幾つかの要因が重なっているものと考えられます。学校や家庭、本人に係る状況などの要因が重なり、登校するのに困難が生じてしまっていると思われれます。例えば学業の不振であったり、親子の関わり方であったり、何となく不安な状況などが重なっているという状況も見られます。

次に3番目のご質問の「不登校児童の居場所」についてであります。今年度の状況で申し上げますと、トレーニングセンターに設置された子ども第三の居場所や他の

自治体の教育支援センターを利用している児童もおりますが、半数ほどの児童は家庭の中で過ごしております。

次に4番目のご質問の「文部科学省が公表した『誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）』を山形村はどのように取り組むのか」についてですが、既に取り組んでいるものもありますので、その取り組み状況について申し上げます。

学びの場の確保としてCOCOLOプランに示されております「校内教育支援センター」の設置促進につきましては、山形小学校では「のびのび教室」の名前で設置がされています。「のびのび教室」は、教室に入りづらい児童の居場所として専門の職員が児童の気持ちに寄り添い、学校生活や学びの支援を行っており、児童が安心して過ごせる場所になっています。

次に教育支援センターについてですが、現状では村単独で教育支援センターを設置することは難しいと考えていますので、教育支援センターを設置している他の自治体と教育支援センター利用に係る協定を結び、希望する本村の児童が利用できるように取り組んでおります。

また、多様な学びの場、居場所の確保につきましては、図書館やトレーニングセンターの学習スペースの活用促進や未来塾、公民館講座等への参加などを通じ、地域社会と関わる機会をつくっています。

子どもたちの心や体調の変化の早期発見につきましては、朝の健康観察を丁寧に行い、児童の様子を確認しています。児童が欠席する場合は欠席の状況を確認しながら担任が児童と直接関わるようにしています。また欠席が3日連続するときは担任が家庭訪問を行い、児童の状況を把握するようにしています。さらに欠席が続いたり、心配な状況があるときは職員間で情報を共有するとともに、適応指導委員会を開催し、今後の対応方法等について学校内で情報を共有し、組織一体となって取り組むこととしています。

また学校内だけで対応が困難な場合には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、子育て支援課や教育福祉などの関係機関による支援会議を開催し、児童だけではなく保護者も含め支援を行ってきています。

以上、既に取り組んでいる主な内容について申し上げます。

次に今後取り組んでいくものとしては、ICTを活用した学習活動や不登校児童を支援する民間施設等との連携等が考えられます。

取組を進めるためのガイドラインは整備をされていますので1人1台端末を活用しての健康観察や学習活動、民間施設等との連携につきましては引き続き研究を進めてまいります。

学校や地域が子どもたちにとって安心でき、楽しく生活が送れる場所であるように、COCOLOプランの内容を踏まえた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 再質問をさせていただきます。

1番のところですがけれども、不児童の現状ということでお示しをいただきました。私が質問を前にしたときの状況なのでけれども、平成27年に2名、28年も2名、30年が3名、令和元年が4名と、こういう報告を頂戴しているわけです。今回、そうすると令和3年度で不登校児童数が7名、令和4年で11名と、5年が本年ですけれども8名と。結構増えているような気がしますし、実際に増えておりますよね。

その中で伺いたいのは、低学年の子どもさんがそこにいるかどうかというのを、低学年というのは1年、2年ということで、分かった範囲で結構ですので、お教えいただけますでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 令和元年度の状況も、不登校児童数、今、議員さんから紹介していただきましたので、私からは、コロナを挟んでということで、令和元年度から現在までの不登校児童数を、まず人数だけ申し上げます。

令和元年度につきましては、先ほど議員さんおっしゃられましたとおり4名、令和2年度は5名、令和3年度は7名、4年度が11名、5年度は10月末で8名という内容です。

これを不登校率、在籍率で申し上げますと元年度は0.83から2年度が1.08、3年度が1.58、4年度が2.42、5年度が現在のところ1.76%という状況であります。

学年別内訳で申し上げます。令和元年度の4名につきましては、4年生が1人、5年生が2人、6年生が1人という状況でした。

それから、令和2年度で申し上げますと、4年生が2人、6年生が3人という状況。

それから、令和3年度で申し上げますと、3年生が1人、4年生が2人、5年生が2人、6年生が2人、計7人という状況です。

それから、令和4年度で申し上げます。令和4年度は1年生が1人、3年生が4人、4年生が3人、5年生が1人、6年生が2人、計11人であります。

それから今年度10月末で申し上げます。1年生2人、2年生2人、3年生が1人、4年生2人、5年生が1人という計8人という状況でございます。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ありがとうございます。

私が想像していたのとちょっと違ってしまったのですよね、これ。1年、2年は山形村にはいないかなと思っていたのですけれども、令和4年、5年になってくると出てきたと。普通に言われていますのが小学校1、2年は保育園や幼稚園から動いてくるということで環境の変化が非常に敏感に反映されるということ前から言われているのですけれども、今まで山形村にはそういうのがなかったように感じていたのです。

それまでの少ないところについてなのですけれども、これは今、山形保育園が自主性を重んじているということで一応方針を取っておりますよね。その影響によってなかったのかどうか、そこら辺だけお願いいたします。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） その直接の因果関係みたいなものは研究しておりませんので、その状況が数値に反映されているかどうかというのは、把握はしておりません。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） それでは次の不登校の要因について伺いたいと思うのです。

前回私が伺ったときには大体今、教育長がおっしゃったような内容プラス山形村の小学校についてははじめや家庭の貧困についての要因はないと、そういうふうに、そのときにおっしゃっておりました。

回答いただいた内容は、大体が文科省のデータまた県のデータと一致するものであったのですけれども、例えば無気力となってくるとその無気力のもとになるものはどこかにあるわけですよね。それがあるときトリガーになって最終的に無気力になってしまう。それが引き金となってくるとどうするかというと、学業の不振に陥ったりしてくるわけですが、例えば無気力1つを取りましても、その無気力が例えば、これはデータでお示ししますが、これは鉢盛中学校のアンケート調査の結果なのですけれども、毎日ご飯を食べてきますか、同じ時間に起きますか、寝ますかという3つについて、令和4年と5年を比較しますと、令和5年のほうが悪い。そうなの朝食を食べてきませんよというのが8%ぐらい増えているというのは、この前

のデータになります。ですから、これはただ数字を出しているものですから、有意差検定等は一切行っておりませんが、やはり生活のリズムが崩れると、家庭内の問題また本人の問題として無気力を引き起こすのではないかなと思っているのです。

話を戻しますが、家庭内に起因する場合の不登校の子ども、そうしますと家庭内でするので学校と違った環境なのでそこに入り込むことが職員の方には非常に難しいと思うのです。そのほかに教育委員会以外の所管で対応しないといけない場合もあると思うのですけれども、このような事象というのは今までございましたか。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） あります。先ほど申し上げましたとおり、スクールソーシャルワーカーが家庭の中に入ってってもらわないと、なかなか家庭とつながらないという状況があるものですから、そういった場合には支援会議を開催しながら、家庭の状況を把握しながら、それぞれの福祉部門も含めて、つながるよということをやっております。そういう事例は結構あります。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） よく分かりました。

1つ伺いたいのは、福祉部門と今おっしゃったのですけれども、例えば福祉部門がメインになってこういう方がいらっしゃいますよという事例が多いのか、それとも実際にそういう不登校の事例があつてから福祉部門と協働すると、どちらが多いかお分かりになりますか。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 家庭の状況でつながる部分は福祉の関係が多いと思います。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 非常に難しいし、デリケートな問題ですので、そこら辺は重々に福祉の部門との協働をしていただきたいと、そのように思います。

4番目なのですけれども、子ども達の居場所について、先ほど、ほとんど子どもさんが自宅とおっしゃっていたのですけれども、フリースクールなどが今近頃非常に多くなってきていますけれども、このフリースクールについて何かご意見とか感想をお持ちなら教えてください。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） フリースクールにつきましては、フリースクールへ行ったときそれを出席扱いにするのか、学習の評価はどうするのかという課題が以前からあり

ました。

今年度中に県でフリースクールの認定制度を創設していくという情報が入っておりますので、そういった認定をしたところでそちらへ通う場合には出席扱いはどうするかというのは、これか詰めていくようになると思います。

現在のところ、山形小学校の児童がフリースクールへ行っているというのは今年度については該当がありません。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 私が昔住んでいた川崎の下作延というところがあるのですけれども、そこに夢パークというのができまして、フリースクールを大々的にやっているわけなのです。そういうものもありますので、そういうところも参考にしながらいろいろやっていただければいいかなと、そのように私、勝手に思っていますので、参考にさせていただければと思います。

今回の最後のところに行きますけれども、COCOLOプランというのがあります。COCOLOプランの取組として、今実際に行っているところと、それからこれからやるところというのを伺ったわけなのですが、このCOCOLOプランの3本の柱というのがありまして、不登校の児童すべての学びの場の確保というのが1番、それから心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援するというのが2番、3番目の柱として、学校の風土、これは雰囲気と解釈してもいいと思うのですが、見える化し、安心して学べる場所をつくるということで、このプランが出来上がっているわけなのです。

その内容がどんなものがあるか、先ほど教育長にお示しいただきましたけれども、これは非常に面倒くさい名前ですよ、「スペシャルサポートルーム」、これはさっきの「のびのび教室」ということでございますよね、校内の支援センターということなので。

そのほかに、不登校特例校というのがあり、この設置を300に増やすと。今どのくらいあるかというとな国で24ございます。そのほかに「チーム学校」として1人1台端末を活用した小さなSOSの把握に努めるということなのですが、1つ伺いたいのは、先ほど教育長がおっしゃった中で、1人1台の端末を使って健康管理を行うというものがございまして、今現在はその端末を使わない状態だと思うのですが、これを使っている実際の自治体がありまして、これは「デイケン」というアプリなのだそうなのですが、これを使った結果が文部科学省から公表されておまして、非

常にエビデンスがあるという報告をされていまして、今年の2月現在で同じようなアプリを411の市町村が実際に使っております。こういうアプリをこれから先検討するのか研究するおつもりがあるか伺いたいと思います。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 現在学校で、不登校児童でタブレットを家庭の中へ持ち帰っているという児童も若干おります。それから、なかなか教室には入れなくて、保健室とかそういうところで過ごしている児童は、教室の授業の内容を保健室でオンラインで授業を受けているという、そんな活用も今されています。

ただ山形小学校では、全児童に対してそのタブレットを持ち帰らせているというのはまだやってないものですから、学校で現在その情報リテラシーについて、学校として全体計画をどうするのかということと今検討している最中なものですから、その中に今ご紹介いただいたアプリも含めて、リテラシーの中でどう位置づけていくか、計画の中にどう位置づけるかということと、研究はしていきたいと思っております。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 今さっき411と申し上げたのですけれども、実際に今度それを検討している自治体が全国でさらに500近くはございます。大体の自治体が今、日本で1,700～1,800だと思うのですけれども、そうすると半数以上はそういう傾向があるということをお頭に置いて、前向きな検討お願いしたいと思うのです。

今のCOCOLOの中にもう1点ありまして、保護者に対する支援というのが大々的に出ているのです。保護者の支援はどのように村は、先ほどのお話の中ではなかった気がするのですけれども、考えていらっしゃるか教えてください。

○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 不登校児童の保護者に対しましては、本人の希望にもよるのですけれども、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けていただく。それから支援会議の場では必要であればご出席をいただいてご意見やご支援を申し上げるという事で対応しております。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 特に保護者の方は、何で私が原因でこうなっちゃったのかと結構悩む方がいらっしゃると思うのです。ですから、保護者の集まりみたいなものをこれから構築してくという、そういうお考えございますか。



○副議長（新居禎三君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） そういう事例もあるように聞いています。そういう形ができれば保護者の情報交換とか悩みの軽減ということにつながると思っていますので、それも研究の中ということでご意見いただいたものですから、学校へつなげながら可能性があるのかどうかというのは、これから研究をさせていただきます。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ありがとうございます。

もうまとめたいと思うのですけれども、学校は様々な学びを得られる場所でありま  
す。でも、不登校は誰でも起こり得る。これは長野県の教育委員会もそのことを言っ  
ています。仮に不登校になったとしても、学びたいと思ったときに多様な学びのアイ  
テムがあると、これは非常に不登校に陥る子どもたちにとって、またその親子さんにと  
っても非常にありがたいことだと私は思っています。

ですので、不登校の児童または生徒個々のニーズに合わせた受け皿というのを整備  
してICTや民間のノウハウを使いながら子どもたち、または保護者に必要な援助を  
していただきたいと、これを願いまして、1番目の質問を終わりにします。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員、「山形村における不登校児童対策は」につい  
ては終了でよろしいですか。

○1番（小出敏裕君） はい。結構です。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員、次に質問事項2「行政窓口サービス向上への  
取り組みは」について質問してください。

小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 行政窓口サービス向上の取組について質問いたします。

少子高齢化が進み、行政資源が制約される一方で住民のニーズや生活スタイルはま  
すます多様化しております。総務省は非対面の「オンライン申請」や対面であっても  
「書かない窓口申請」により住民サービスの利便性向上と業務の効率化を図ることを  
目指し、自治体のDXを推進しております。

また、第6次山形村総合計画の庁内連携分野には、住民の利便性向上や庁内の生産  
性向上にDXを推進すると記載されております。

「書かない」「待たない」「迷わない」「行かない」で済む行政窓口を目指したら  
どうかということで今回質問をいたします。

1番、行政窓口、これは総務課、税務課、住民課、保健福祉課などにおける1日当

たりの業務の数、業務の処理数を教えてください。

2番、現在行っている窓口サービス向上への取組と現状での課題を伺います。

3番、窓口業務をデジタル化した場合のメリット、デメリットを伺います。

以上、通告に従い質問といたします。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、村長答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項の2番目であります「行政窓口サービスの向上への取り組みは」についてのご質問にお答えいたします。

1点目のご質問であります「行政窓口における1日当たりの事務処理数」であります。時期によってそれぞればらつきもありますが、1日平均、総務課で5件、税務課で7件、住民課で30件、教育行政課で10件、保健福祉課は140件ありますが、このうち入浴者の対応が大部分を占めております。

2番目のご質問の「現在行っている窓口サービス向上への取り組みと現状での課題」についてお答えします。役場の窓口は設置以降見直しや検討が行われていなかったという中で、今年度行財政改革の一環として窓口の課題の洗い出しを行い、より住民が使いやすい窓口へと改善するため、庁内にワーキンググループを立ち上げました。課題の洗い出しにおいては、村外職員といった村の窓口に初めて立つ職員を対象に、お客様目線でのロールプレイングを実施しました。現在そうした各課分野横断的な取組で窓口サービス向上を検討をしております。

また、今回実施計画にも取り上げていますが、ヒアリングの中で法令整備など、幾つか内部的な課題も浮彫りになりましたので、そうした課題を取り除いていく必要があります。

窓口サービスの向上に取り組むに当たりましては、建物間での移動の要らないワンストップサービスというものも理想であると考えております。

3番目のご質問の「窓口業務をデジタル化した場合のメリット、デメリット」についてお答えします。

メリットとしましては、議員ご指摘の「書かない」「待たない」「行かない」であります。デメリットとしましては、導入コストとランニングコストがかかってくるということが大きなところだと思います。

導入コストに関しては、個人情報を取り扱いますので、セキュリティが万全なシス

テムの導入が必要となりますし、数年に一度の更新経費も重くのしかかってまいります。またデジタル弱者への支援が当面必要となってまいりますので、こうしたことにも対応できる職員配置ということになりますと、その分の人件費もかかってくると思われまます。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 想像していた以上に少なくてびっくりした次第なのですが、やはりこんなものなののでしょうか。そうしますと、窓口業務で来られたときに、それほど待たさなくて済むような気はするのですが、DXを推進していることを考えますと、これは何とかしなくてはいけないと、そのように改めて私は思った次第でございます。

私事ですが、窓口に行きますと、申請用紙を書くわけですよ。書いて、私は間違えることが結構あるので持っていくと「これ違います」と言われて突き返されて何回もある。以前は押印もあったものですので、そこを行ったり来たりするということが非常に時間がかかったなという、そういう思いがございます。

用紙の記入が面倒だとか、大変だとか、もっと何とかならないかと、そういう要望はございましたでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 申請書につきましては、住民課、税務課ということで何種類かあるところであります。ただいま答弁の中でワーキンググループというところでお話をさせていただきました。

そういった申請書の関係も、できれば1枚で完結できればいいよねという話が上がっています。ですので、住民課、税務課、それぞれということではなくて、それを一体化した中で、それ1枚書けば両方回っていきえるような状況、そういうことができればいいよねという意見も出ております。

今年度検討はしていただいたのですが、まだ問題点、解消しないといけない部分というのは多々あるものですから、また新年度に向けて、改善できることについては当然早くしていくということで進めていければと思います。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 申請記入台とでも言うのですかね、受付の前に2つ、税務課の前に並んでいるのですが、あれは必要ですか。例えば、先ほどの福澤議員のと

きに、マイナンバーカードですか、申請が79.5%、80%近いと、全部ではないので少ないなという思いはしたのですけれども、それを持っていくとあそこでいちいち書く必要はないのではないかと。

何が大事かと言うと、そこでやって今までは用紙を持ってきて「はい。分かりました」でちゃんと出してやっていたのですけれども、今度そうすると、それをそこできれば、役場に来た方と面と向かってゆっくり話ができるのではないかなと思うのです。それが逆にサービスの向上と感ずるのであるけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 役場の話をさせてもらおうと、正面玄関から入ると、いきなり壁があって、動線としてあまりよろしくないというところで、相談スペースも設けた関係でロビーの結構大半が埋まっているような状況。それプラス、パンフレット類の棚が結構ある。その中で記載台があるということですから、非常にあまりこちらに見えない方からすれば、何かごちゃごちゃしているなという印象があると思うのです。

以前は壁の裏側に総務課ではなくて、そういうこともあって、その今いる税務のところにも総務課がいたとか、そういうこともあったようなのですけれども、今は御覧のような状況に各課が配置されております。

ですので、もうちょっとその動線についても、先ほどのワーキンググループでも意見が出ているところでもあります。ただお客様からするとあんまり職員の近いところでそういった申請書を書くとか、そういうことに若干抵抗あるという話も聞きます。ですので、すぐそばで書いて、聞けるではないかという話もあるかと思うのですけれども、お客様の立場からすると、そういったところもちょっとあるようですので、今みたいな配置にはなっているところなのではあるけれども、ちょっとガチャガチャとしているところもあるものですから、その部分は改善をしていかないとはいえないと思います。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） いつでしたかね、村長がお友達を連れてホテルに行って、そのお友達が非常に怒ったと、そういう話を伺ったのですけれども、今みたいな私が言ったようなことをやれば住民の方は怒りますかね。村長いかがですか。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 制度というか、そのシステムを変えるという場合は、その制度

がなじむというのですかね、非常にふさわしいというか、そういう村民の方もいれば、そうではない方もいるというのが現実だと思いますので、どんなふうに変えるにしても、それをうまくこなせない方はきめ細かな説明というのですかね、そういうフォローは必要でありますので、一概にそれやるといろいろ問題あるかということではなくて、何かを変れば必ずそういうことはあると。そういうことだと思いますので、今、職員の中で庁内で検討をしていただいておりますので、また何か具体的な改善策ができましたら、実施に向けてまたしっかり説明をし、対応したいと思います。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 今、村長の言われるのは確かだと思うのですよね。そういうのは嫌だという方は確かにいると思うのです。そうすると、先ほどのお話の中でワンストップの窓口のサービスというお話が出ていましたけれども、これは例えば税務全部が1つになって、今は住民課に持って行って書類をもらう、納税証明書を隣でもらうと、そういう形をこれ1か所でやるわけですね。

そうしたときにこの職員の教育というのですか、今は住民課にいれば住民課の部分の説明だけで済むわけなのですが、今度は税務が全部くっついてくると、それを全部説明しないとイケない。そうなってくるとそこに配置する職員の方の教育というのはどうなりますか。

○副議長（新居禎三君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 課をまたがってのお話になるものですから、当然そういうお話が出てくるところであります。ですので、もし実現するようであれば、各課でそういう部分は教育をしていただく方向になるかと思えます。

今、申請書についてもいろいろなケースがあるものですから、単純なものについては、例えば1列目に今、正規の職員、税務にしても住民課にしても座っている状況。そういうのを、できればその会計年度任用職員に変えて、発行業務についてはそういった皆さんにお任せをする。今まで窓口で座っていた職員については後ろに下がって政策的な部分を担ってもらうというような、そういうことができればという話が上がっているのです。

細かくはちょっと言えないのですけれども、かなり証明書の発行の部分で両課合わせると2か月半ぐらいはそれに時間がかかっているという状況が出ていますので、もっと正規職員については、重要な部分と言ったらちょっと変な話になってしまうのですけれども、そういった仕事を担ってもらうような環境づくりをしていければという

案も出ております。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 大体今の話と同じような質問になってしまうのですが、総務省が何言っているかと言うと、さっき子どもの不登校と同じようなフレーズですが誰一人取り残さない人に優しいデジタル化というのが言われているのですが、そうしますと、これはオンラインサービス、それから住民の窓口のサービスにつながってくる、そういうことなのではございますけれども、このサービスの向上を目指すあまり、サービスの窓口、行政窓口が丁寧に対応すればするほど、それに対する問合せが増えてくると。それが本来の業務を停滞させてしまって、最終的に職員の負担が増すという、これは山形村の話ではないのですけれども、そういう話を聞いたことあるのです。山形村の中でそういう事例というのは特にございますか。

○副議長（新居禎三君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 実際、総務課はそんなに窓口業務ないものですから、そういったお話については住民課、税務課は、確認できないのですけれども、そうはないとは思っています。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 最後の質問の内容なのですけれども、デジタル化したときのメリット、デメリット、私がそれなりに考えたのは、例えば先ほどの紙ベースをなくせば、ペーパーレス化ということですよ。コスト削減、それから持ち時間が短縮して少人数化できると、いろいろあります。

デメリットの中に、コストが高くなるというお話がありました。確かにそうだと思うのです。どういうデジタルにするのか。例えばクラウドにするのか、それともあそこにあるデバイスをいろいろと使って、改めて構築し直すという、そうなってくると初期投資の部分というのはかかってくると思いますので、そこら辺を十分に吟味していただいて、ただデジタル弱者というのはございますよね。結構聞くと思うのです。特に高齢化の方、ずっと年を食っていくと今、若い人たちができますので、ある程度のところではそれは解決はできるのですけれども、それまでのデジタル弱者に対する対応というのはどう考えてらっしゃいますか。

○副議長（新居禎三君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 村長の答弁でもあったのですけれども、職員を配置することによってそういう方に対してのフォローをさせていただくということになるかと思

います。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） それともう1つ、フロントヤードというのですかね、窓口の業務の仕事を減らす、つまり効率化する。そうすると、バックヤードという後ろで待機している方たちの負担が増えるのではないかということをおっしゃっています。

どうということかと言うと、最初の入り口はデジタルにしたけれども、中はアナログのままだと。そうすると、幾ら入れてもウサギと亀の追いかけっこみたいになってしまう。ですから、やるのであれば、窓口をデジタル化するのであれば、中もすべてデジタル化する。つまり、そうなってくると縦割りの行政ではなくて横のつながりを重視した、そういう構築まで全部しないといけないと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 山形村の場合は課が分散しているということでお客様にとっても不便をおかけしているという状況ではあります。

デジタル化につきましては、なかなかそんな簡単なわけにはいかないかなと思っておりまして、今進めているのが先ほどから申し上げているように、今の仕組みの中でお客様の利便性が上がるように変えていくというのがまず第1段階かなと思っているものですから、その次の段階でデジタル化というお話が進んでくるのかと思っておりますので、なかなか後ろのほうという話にはなるのですけれども、本当に全庁的に考えないとなかなか1部分だけそういうふうにデジタル化を進めたところで、ほか改善されないとなかなかうまく庁内が回っていかないとしますので、その部分については今後の検討課題なのかなと思います。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 私もまさにそのとおりだと思うのですよね。

ワンストップの窓口をつくっていく前には、先ほど課長がおっしゃったように、いろいろと問題が山積みされているわけですよね。ですので、私が思うのは、今の窓口の業務をとにかく1回簡略化しましょうと。そうした上でその検討をしてその結果で次につながる、要は私が言いたいのは最終的な形態はこうするのだということであれば、その予算立て何だといろいろと問題はあろうと思うのですけれども、とにかくできるところをやって、その集大成が最終的には利便性の向上であるとか、そういうふうに結びつけばいいかなと、そのように思うのですが、それに対してはいかがでしょう。

○副議長（新居禎三君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 議員の言われるとおりかなと思いますので、今後考えていければと思います。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 突拍子もない荒唐無稽でとんでもないことを私申し上げますので申し訳ないのですけれども、今、申請台を取り外すと何もなくなってしまうという状況が生まれます。そうしたときにそこへ来た人たちは私はどこへ行けばいいのだということになると思うのですけれども、それでよく画面上のA Iですよね、何か押すと答えてくれるような、そういうものの導入というのは、費用対効果から考えると無理だと思うのですけれども、そういうお考えは、村長いかがですか。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、非常にヒントになるような提案だと思います。例えば案内ロボットみたいな感じだとイメージとしては思います。それがアナログの世界から考えてみますと役場の業務を、ほとんどのことを経験されたO Bのような方が窓口に来て、来られた村民の方に話を伺って、それでしたら何番窓口でこうですよということと言うと。そういったイメージだと思います。

なかなかそうはいかないものですから、これからということを考えますと、そこをロボットのA Iのものを活用してということだと思います。

1つの形としては、これから人手不足の時代が、ますます人手不足になりますので、そういったことも現実の問題として考えるときも出てくるかなと、今伺っていて感じております。

○副議長（新居禎三君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 今ちょっと明るいようなお話をいただいてありがとうございます。

例えば、そのA Iを使って「私、こういうことができましたよ」とお話したときに、そこからその担当部署のところに連絡が行くと、そうするとその部署は誰が来るよと誰とは分からなくても人が来るよというのは、ある程度分かると思うのですよね。そういうことをやると非常に話が進みやすいのかなと思います。それは返答は結構でございますので考えていただければと思ひまして、今回の質問を終わらせていただきます。

○副議長（新居禎三君） 「行政窓口サービスの向上への取り組みについて」以上でよ



ろしいですか。

○1番（小出敏裕君） はい。結構です。

○副議長（新居禎三君） 以上で、小出敏裕議員の質問は終了しました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時 7分）

---

○副議長（新居禎三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時 8分）

---

◇ 春 日 仁 君

○副議長（新居禎三君） 質問順位6番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項1「山形保育園の事故と運営について」を質問してください。

春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 議席番号7番、春日仁です。「山形保育園の事故と運営について」質問をさせていただきます。

10月12日に発生した山形保育園の事故、園児のけがということになりますけれども、と、保育園の運営に関する質問であります。

質問の1、事故、けが発生時の対応は適切に行われていたのか。また対応マニュアルはどのようになっているのかお聞きします。

質問の2、事故、けが発生当時、園庭には79名の園児と17名の保育士、職員がいたと報告を受けています。見守りの配置は適切だったのか。また見守りに関するマニュアル・ルールというものはあるのかお聞きします。

質問の3、事故発生後、現在までに事故防止について改善したことはありますか。

質問の4、現在、山形保育園で取り組んでいる「主体性保育」とはどのようなものか、お聞きします。また、主体性保育について全保育士、会計年度任用職員は理解をし、取り組んでいるのかお聞きします。

質問の5、委員会活動の事務調査では、保育士不足の報告を受けています。今現在の保育士、会計年度任用職員の人員はどのようになっているのかお聞きします。

以上通告させていただきます。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、村長答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 春日議員のご質問にお答えをいたします。

「山形保育園の事故と運営について」のご質問であります。

1 番目のご質問「事故発生時の対応は適切に行われたのか。また、事故対応マニュアルはどのようになっているか」についてお答えをいたします。

大池議員の質問でもお答えいたしました。園には4つのマニュアルがあり、適切な対応ができてない部分もありましたので、今回の事故後、新たに2つのマニュアルを作成し、園内で共有し、実践をしております。

2 番目のご質問の「事故発生当時の見守りの配置は適切だったのか。また見守りに関するマニュアル・ルールはあるのか」についてであります。固定遊具には保育士を必ず配置するなど見守りのルールはありましたが、子どもたちの遊びや動きに合わせて保育士が移動する際、保育士同士の連携が十分でなかったことが課題の1つだと考えております。

3 番目のご質問の事故発生時、現在までに事故防止について改善したことはあるか」についてお答えします。

保育園の安全管理や事故防止に対するマニュアルの見直しやルールの再確認を行い、園内外の危険箇所の確認や保育環境の整備等を行っております。

4 番目のご質問の「現在、山形保育園で取り組んでいる『主体性保育』とはどのようなものか。また主体性保育について全保育士、会計年度任用職員は理解をし、取り組んでいるか」についてお答えをします。

新保育指針に基づいて行われている主体性保育とは、社会性や集団で生活していく上でのルールを基に、大人に主導された生活でなく、子どもが自らの興味関心に保育士が願いを持って寄り添い、子ども自身が主人公となる生活を営むことを大事にする保育であります。

また、職員会等で折に触れ全職員に共有しており、年に数回は外部の講師による研修も実施し、理解を深めて取り組んでいるところであります。

5 番目のご質問の「委員会活動の事故調査では、保育士不足の報告を受けております。今現在の保育士、会計年度任用職員の人数はどのようになっているか」についてお答えします。

正規職員の保育士が13名、会計年度任用職員の保育士が24名、派遣の保育士が1名となっております。それぞれのクラスでは国の配置基準を満たしている配置であります。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） では、再質問をさせていただきます。

午前中、大池議員からも同じような質問がありましたので重複する点があるかと思いますが、よろしくお願いたします。

まず、事故対応マニュアル、けがの対応マニュアルで不備があったという答弁をいただきました。このけがの対応マニュアルですけれども、たしか保育士が医療機関へ一緒についてくという、そんなルールではなかったのでしょうか。その辺のけがの対応マニュアルについてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） けがをした場合には、けがの確認を複数の保育士で行った後、受診の際には保育士が連れていくとなっておりますが、今回その部分、外部とのやり取りというか、ほかのお客さんも来ていたりした中の対応で、保育園で連れていくことができなかったという点が、まずあります。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 検証委員会も立ち上がっていますので、あまり追及するのはどうかと思いますが、議員としても聞きたい部分もありますので、ご了承いただきたいと思います。

複数の保育士が確認したときに、私も報告を受けているのですけれども、目視したところ傷が、傷の大小で言いますと、そんなに目立った傷がなくて判断を誤ったということでありましたけれども、これはカエルの餌やりのピンセットということで固形の餌なのか生き餌なのか分からないですけれども、ピンセット自体はかなり不衛生だったのですよね。かなり大腸菌なり何なりいろいろな菌がついていたと思います。そこら辺の判断というのは誰もできなかったのでしょうか。少なくとも傷が浅くても深くても不衛生なピンセットが当たったということは、これはかなりのばい菌がついただろうということで、その辺の判断はどうだったのでしょうか。お聞きします。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 議員のおっしゃるとおり、そこまでの見込みが甘か

った部分があったかと思います。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 事故後、2つのマニュアルがプラスされたということですが、これはどういったものか、説明をお願いします。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 新しくできたマニュアル2つですが、1つが園内事故防止対策ということで、園内での事故防止の具体的な内容、こういう危険なときにはこういう話をするとか、そういった細かい内容について1点作成いたしました。あと保育安全チェックリストということで、安全対策について内容的なものが日々行われているか、こういうことができているか、ということについてのチェックリストということで、この2つを作成いたしました。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） ありがとうございます。

特に安全チェックリストは、もともとないといけないような内容だと思うのですが、これを新たに設置されたということで。

こういったマニュアルですけれども、すべての職員の方に徹底されていると思いますけれども、これは職員会等なのかそれともこういった特別な会議か何かを持ってこういったマニュアルっていうのは確認をし合っているのか。これは担当課も含めてだと思いますけれども、その辺はどのようにやっていますか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 大池議員のときにもお話ししたのですが、年度当初の職員会では必ず確認をしたりですとか、その折々に触れて、新しくこういったことも気をつけなければいけないということがあったときには、もう一度見直しをして、これをどうしてくかということで、折に触れて確認をしてという対応になっております。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） これからもけが等はあると思いますので、しっかりマニュアルは全職員の方に徹底していただいて、適切な対応をしていただきたいと思います。

事故当時の話でありますけれども、79名の園児に対して17名の職員が見守っていたということでありますが、先ほど答弁の中には遊具1台につき1人ということになっておりました。事故当時はどうだったのでしょうか。大型滑り台ですから、横

にジャングルジムですか、と、雲梯みたいなぶら下がるやつですね。それからたしかブランコがあったと思いますけれども、その辺は遊具1台につき1人いたのでしょうか。その辺、お聞きします。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 基本的には子どもがいるところに必ず保育士がいるという形になっていましたので、その遊具のところにも子どもが遊んでいる遊具であれば必ず保育士がいて確認をしているという態勢になっていました。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 当時もこの大型滑り台にはいたということで理解はしますけれども、たまたまそれが目につかなかった、見逃してしまったというか、気づかなかったということになるかと思います。

この配置図というのも、これは徹底されたものなののでしょうか。園児がいるところということで園児を追いかけてくような形になるのでしょうか。それとも取りあえずこの大型の遊具だけは必ずついていて、そのほかの保育士は園児の動きを見ながら追いかけるような、そんなイメージでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 一応、固定遊具のところにも保育士がいて、さらに子どもの遊びと一緒に移動していくというような形だと聞いております。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） また検証委員会でも、しっかりとした答えが出てくると思います。

事故防止に向けてもあったということでもありますけれども、主体性保育も交えまして質問させていただきたいと思います。

この主体性保育というのはこれは指針があったということですがけれども、主流になっているのでしょうか。例えばこの松本平でも多くの保育園が取り組んでいるとかそういうことはどうでしょうか。お聞きします。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 保育指針にのっとったという内容で、ほかの市町村の保育園でも、子どもの主体性を大事にした保育ということで取り組んでいると聞いております。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） この主体性保育ですけれども、これは私、確認しました。3つぐらいの保育の運用方法というのですかね、自由保育、自主性保育、それから主体性保育というのがあって、ちょっと説明させていただきます。

自由保育というのは、子ども自身の決定判断を促す、考えるといったものを特に設定しない中で、ただ人を配置して、おもちゃやスペースだけつくって、自由に過ごしていいよという保育だそうです。

自主性と主体性は、ちょっと混同するらしいのです。私も最初混同しておりました。

自主性保育は、子ども自身が率先して行動する、ルールを守ろうとする保育。主体性保育は、ルールそのものも子ども自身が考えていける保育ということで、でも自主性と主体性は似ているような言葉ですが、この内容は大分違って、ルールそのものも子ども自身が考えていける保育。結構すごいことを今取り組んでいるのだなとは思いますが、これは200人を超える規模の保育園で、果たしてこの主体性保育というのはどうなのでしょう。成り立つのか。大変難しい質問かもしれませんが、その辺はどうなのでしょう。お聞きします。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 専門家でもないのですが、そのところが可能なのかどうかというところはすぐにお答えはできない部分ではあるかと思うのですが、保育園の中でもそれを目指してやっていたというところがあるかと思います。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） この主体性保育というのは、この山形保育園でも今後しっかりと構築していくということでしょうか。その辺どうでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 今回のこともありましたので、まず安全対策をしっかりしながら、再発防止に務めながら、この主体性保育に取り組んでいきたいなと思っております。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 主体性保育は園児自身が、ルールそのものも子ども自身が考えていける保育ということで、5歳、6歳、年少だと3歳、4歳、5歳ぐらいになるのですけれども、この子たちが自分たちでそのルールを考えてそれを実施していくのはかなり教育現場でもない保育の現場で、こういったものは実際どうなのでしょう。かなり保育士が手助けはしないとやっていけないようなものだと思いますし、どうな

のでしょうか。子どもたちが、今取り組んでいると思いますけれども、子どもたち自身がルールを考えていくという中で、実際、子どもたちはルールを考えられているのかというのはどうお感じになっていますか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 子どもたちも考えながらという部分はあるかなと思うのですが、保育士の力量というのもかなりこの保育には必要な部分なのかなと私自身は感じています。保育士が園児に寄り添いながら園児と一緒に考えられるようになっていくというところが大事なかなと思っています。なので、そういったことができるように保育士も研修等を進めながら取り組んでいけるのかなと思っています。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 私はなかなか園児自身がというのはかなり難しいような感じはします。例えば保育の現場でクラスの園児に、危険なものはどうだと、子どもたちとルールやいろいろ考えていくときに、一方的に保育士が園児に説明するのか、本当に園児も考えているのか。

たまに私も年に1回ぐらい育成会で研修会をやっているんですけど、危険予知トレーニングということも受けております。実際にキャンプファイヤーのようなイラストの中に危険なものがいっぱいあって、それは小学生ですけども、小学生が何が危険かというのを自分たちで探していくような、遊びながら学ぶものがあるんですけども、そういったようなことを園でも実施しているのか。ただ、保育士が子どもたちに、これは危険ですよ、あれは危険ですよと言っているけれどもなかなかこの主体性保育そのものにはなっていないような気もするのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） その点に関しては保育士と園児がお互いに相談しながらといいますか、「こういうのってどう思う？」という中で、子どもたちが「こう思う」とか、そういったいろいろな意見の中で「そうしたらどうすればいいと思う？」というようなやり取りをしながら1つずつ確認をしてとなっているようです。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 1番は主体性保育とはなんぞやというそのすべて、職員の方の理解度ということで、先ほど外部から講師を呼んでということでもありますけれども、職員が外へ研修に行くということは考えられないのでしょうか。

先進的に取り組んでいる保育園で、成功している保育園もあると思います。そうい

った現場に山形保育園の保育士自らが出向いて学習するという、そんなことは多分今やっていないと思いますけれども、今後、必要だと思うのですけれども、その辺は担当課としてどう考えますか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 今現在も全員ではないのですが、ほかの研究保育ですとか、そういったところには率先して職員が参加して、いろいろなところの保育も確認をしたりしているようです。研修の機会というのは非常に大切なことだと思いますので、また機会をつくっていただけらなと思っております。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 外部からもという答弁を先ほどいただきました。どのような内容でその講師の方が来られて学んでいるといたしますか、そういったことは、どのようなことをやられているか、お聞きします。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 講師はほぼ1日見えて、まず実際の保育の現場といたしますか保育士たちが保育を行っている場所をまず見まして、後でこういうところがこうだったとか、こういうところはよかったよとか、そういったことをして確認をしてという形で行っているようです。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） ありがとうございます。

研修とかは割と座学が多いものですから、実際、研修に行ってもどこまで身につくかなというのも疑問点もあります。やはり実地的なものはかなり大切かなと思います。

例えば、先ほども言いましたけれども、村外の保育園で研修。研修というのも、行って座学するのではなくて、その現場に入って、もしくはその保育園からも来ていただいて、交換というわけではないですけれども、1か月ないし2か月という、そういうスパンで研修しないと、この主体性保育というのはなかなか浸透しないのではないかと、成功しないのではないかなという印象があるのです。

どうしてもこの200人を超える規模で、これを子どもたちが理解して、職員も理解してというのはかなり難しいかなと思います。その辺どうでしょうね。今までなかなかそういう機会もなかったと思いますけれども、そういった研修というのも、今後考えていかれてはどうでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。



○子育て支援課長（中原美幸君） ありがとうございます。また検討させていただければと思います。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） この主体性保育と今回のけがの因果関係というのは何とも言えない部分ではあるのですけれども、どうでしょうね、この自由保育、自主性保育、主体性保育が混同していて、子ども自身も理解が難しいだろうし、職員側も難しかったのも、この事故の要因の1つかなとも、私、思います。

この主体性保育の部分で、先ほど保育士の数をお聞きしましたがけれども、この主体性保育をやるのに今の200名を超える園児で、職員数、保育士13名で会計任用24名で派遣1名ということで、この辺のバランスというのは、担当課はどう思われますか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 議員のおっしゃるとおり、保育のやり方によってまた人というのがどうなってくるかというところがありますので、またそちらも研究を進めていきたいかなと思っております。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 採用に関しては担当課ではありませんので、その辺はまた話をしっかりと詰めていっていただきたいと思います。

この先ほど大池議員からも質問があったと思います。事故検証委員会が今行われておりますけれども、これの、先ほどまだ始まったばかりということでありましたけれども、いま一度私からもお聞かせいただきたいと思いますけれども、何回程度行われて、いつぐらいまでという、そういうのはどうなっているかお聞きします。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 大池議員のときにもお答えしたのですが、回数的なものですとか今後の日程についてまだしっかりはっきりはしていないのですけれども、委員さんの意向もなるべく早く、再発防止のための原因究明ということで検証していきましょうという話でいただいております。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） ありがとうございます。

あと、事故の後でになるのですけれども、保育士もそうですけれども、職員のメンタルの部分やモチベーションといったもの、事故があった後も保育というのは行われ

ているわけですので大切なお子さんを預かるわけです。職員の方のそういったモチベーションというのは今どうでしょうか。その後、現在至るまでどのようになっているかお聞きします。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） ありがとうございます。

事故後、早い段階で職員の健康相談を行っています。心理関係の資格のある保健師さんに対応していただいて、保育士たちの健康相談も行っていただいたものですから、大事なお子さんのためにということで保育園一丸となって今頑張っているところです。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 安心安全な保育園というものは大前提なのですが、次年度、子どもを預ける保護者へ向けての説明、今回の事故も含めて今、保育園が取り組んでいる主体性保育、こういったのも保護者も理解しないとなかなか預けづらい。づらいと言っても仕事の関係でどうしても預けなければならないわけです。保護者への理解というのもすごく大切かなと思いますけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 保育園でも、その点考えておまして、安全対策のものについても新しく2つ加わったものがあったりしますので、その辺の辺りも保護者全体にお示しをしたいというところと、あと大きな単位だとなかなか話ができない可能性があるということで小さい単位でできるかなというところで今模索しているところです。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） しっかりと説明はしていただきたいと思います。

この事故後どうですかね、来年、子どもを預けたいのだけれどもという、保護者の方から何か相談を受けたりとか、事故後、こういう見守りとかはどうなっていますかとか、そういう質問というのですかね。そういったのは今入っていますか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 今のところ、そういったお声はこちらには届いておりません。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） もしあった場合はしっかりお答えいただきたいと思いますし、

安心安全な保育園をしっかりとつくっていただきたいと思います。

今回、主体性保育という部分で、どうしてもこういうものはどうなのかなということと質問をさせていただきました。今後も山形の保育園では主体性保育を実施していくという話でありました。

今回の事故を受けて、もちろん職員もしっかり気を引き締めて行っていくと思いますが、いまいちこの主体性保育、どうすべての職員が理解し、取り組んでいくべきか。この辺、担当課としていま一度お聞きしたいと思います。今後これにどう取り組んでいくかということでお聞きします。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 今回の事故ということもあったのですが、今後その主体性保育という部分で、もちろん安全安心ですとかルールの下、子どもたちにも、職員にも、しっかりと共通の認識として、同じ考えの下、進めていくということとを大事にしたいなと思っておりますので、支援課としても保育園にそういった働きかけもしていきたいと思っております。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 預ける保護者からしてみると、自分が要は仕事していて保育ができないわけですね。育児ができない。その時間を保育園に預けるわけですね。そのときに「うちの子にそんな主体性保育なんて要らないよ」というようなこともあり得ると思うのです。その辺どうなのでしょうね。本当に保育という現場にここまでのものが要るかどうかという、それはこれからだと思いますが、そこまでの保育は要らないよという保護者も出てくるとは思いますけれども、そんなようなときは対応としてどうでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 保護者の方にもご説明をした中でご理解いただくという方法が一番かなと思っております。

○副議長（新居禎三君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 先ほども言いましたけれども、保護者は仕事に行く、育児できないので預けるという、これが一番の目的であります。その中に主体性保育というものがあるのであればこれは何回も言いますけれども、職員が一丸となって取り組んでいかに子どもたちにこれを理解してもらえるかということになると思います。

なかなか園児が自分たちでルールを決めてというのをどこまでできるか私もちよっ

と疑問ではありますけれども、本当にこれを突き詰めるのであれば、まずは安心安全な保育の現場、そして何のために保育があるかという部分もしっかり考えながら今後も取り組んでいていただきたいと思いますし、事故についてはしっかりと検証していただいて二度と起きないというのはもう当たり前のことです。保護者の方にもしっかりと説明をしていただいて、安心安全な保育園の運営をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○副議長（新居禎三君） 以上でよろしいですか。

○7番（春日 仁君） はい。

○副議長（新居禎三君） 以上で、春日仁議員の質問は終了しました。

ここで私が一般質問を行うため、会議規則53条の規定により、しばらくの間議長を交代するため休憩といたします。

（午後 2時41分）

---

○臨時議長（福澤倫治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時50分）

---

◇ 新 居 禎 三 君

○臨時議長（福澤倫治君） 副議長が一般質問を行う間、私が議長の職務を執り行います。ご協力をお願いいたします。

質問順位7番、新居禎三議員の質問を行います。新居禎三議員、質問事項1「交通不便者の移動手段について」を質問してください。

新居禎三議員。

（12番 新居禎三君 登壇）

○12番（新居禎三君） 議席番号12番、新居禎三です。今日は2つの項目を質問する予定ですが、最初に「交通不便者の移動手段確保について」を質問いたします。

長年要望の声が上がっていたJR広丘駅行きの朝の直行バスが4月より運行が始まり、現在、コンスタントに利用があるようであります。

また、2台体制での運行になった福祉バスですが、最寄りのバス停までの移動困難

な高齢者が増加していると聞いております。

そこで、山形村独自で運行されている移動手段についてお伺いいたします。

最初に、1番。広丘行きのバスは現在、朝の行きの便しか運行されていません。帰りの便の要望の声が多数寄せられています。帰りの便について運行できないのか。単独では難しいのであれば、近隣市村との連携等で検討の余地はないのかお伺いいたします。

2番目としまして、高齢者の増加に伴い、最寄りのバス停までの移動すら困難な高齢者が増える中、別の移動手段としてのドア to ドアのオンデマンド交通への転換などできないのか所見をお伺いいたします。

3つ目ですが、松本地域公共交通協議会で作成された地域公共交通計画では、村内の福祉バスについては少量輸送と位置づけられて、各市村の判断で必要とされた場合はより高い水準で運行するものとなっています。村として、いわゆる縦割り行政をなくして、広丘行きバスと一体的に効率的な運行計画は策定できないのかお伺いします。

以上、通告による質問といたします。

○臨時議長（福澤倫治君） ただいまの質問について、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 新居禎三議員のご質問にお答えいたします。「交通不便者の移動手段確保について」のご質問であります。

1番目のご質問「広丘行きバスの帰りの便を運行できないか。単独で難しいのであれば近隣の市村と連携など検討できないか」についてであります。現行の広丘行きバス帰宅便の運行に関しましては、利用者の帰宅時間が様々であり、すべてのニーズを補完することは困難であると認識しております。また、財政面からの効率性等も熟慮する必要があると考えております。

今後、開催予定の山形村公共交通活性化委員会や松本市・朝日村・山形村で構成されている松本地域公共交通協議会でも課題として共有させていただきながら検討していく必要があると考えております。

当面は、回数券等の補助を行っている山形線や地域連携バス、朝日広丘線等の既存の公共交通を利用していただきたいと考えております。

2番目のご質問の「最寄りのバス停まで移動すら困難な高齢者が増える中、別の移動手段としてのドア to ドアのオンデマンド交通への転換などできないのか」につい

てであります。高齢者の日常生活における移動手段の確保は本村の大きな課題であると考えています。

現在の村の高齢者の足として福祉バスが定着しているものと思いますが、ご指摘のように平成30年に2台体制の運行に移行しております。最寄りのバス停まで遠いなどの課題もあります。ドアtoドア型オンデマンド交通サービスの導入は、この課題に対処する有望な選択肢として認識しております。ただし、このサービスの導入に当たっては、山形線や地域連携バスとの調整、松本地域公共交通協議会での議論、運行費用などの課題も多くあると認識しております。

近隣自治体の運行状況も確認し、本村を運行ルートに追加できないか研究した経過もございますが、運行体制に余裕がなく、昨今の運転手不足等もあり、現時点では具体的な協議は行っていない状況であります。

高齢者の方の足として最近注目されているライドシェア等や福祉有償運送等も含めて今後の村の公共交通をどのように運営していくかは、引き続き保健福祉課と連携しながら検討していく必要があると認識しております。

3番目のご質問の「村内の福祉バスと広丘行きバスとを一体的に効率的な運行計画の策定はできないか」についてであります。地域連携バス、広丘便等の運行は企画振興課、福祉バスの運行は保健福祉課が所管しております。

縦割り行政とのご指摘をいただいたところですが、山形村公共交通活性化委員会が本村の公共交通の在り方等を協議する場となっております。事務局として両課の課長と担当者が出席し、情報の共有に努めております。今後も関係部署と密接な連携に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。
- 12番（新居禎三君） ご答弁いただきました。最初の広丘便の部分であります。以前に同僚議員が同じような質問をしましたが、現状、朝の広丘行きバスを利用した、主に高校生だと思っておりますが、その方たちから例えば帰りの足についてどのような形を取られているかは調査なりアンケート等をした経過はありますか。
- 臨時議長（福澤倫治君） 堤企画振興課長。
- 企画振興課長（堤 岳志君） 広丘行き直行バスにつきましては4月から運行を始めまして、平日のみの運行でございますが、大体、平均12名ほどから高い利用をいただいております。

今ご質問いただきました帰りの利用状況等については、現時点ではまだアンケート調査等は実施しておりませんが、今後の必要性は感じております。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） あくまでこれは私の想像ですが、帰りについては朝日村のバスを利用される方もいらっしゃるだろうし、親御さんがお迎えに行っているというパターンもあると思うのです。

そういう意味で、朝日村のバスは何便か広丘駅から夕方出ていますが、残念ながら山形村役場までは来ない。一番近いところでも鉢盛中学になりますので、仮に村内の子どもさん、高校生の方が役場まで自転車に来るなりした場合に、帰りは鉢盛中学からどうするのかという課題が出てくると思うのです。

これはバスが運行されるときにも私は担当に申し上げましたが、その辺は、例えば以前ほかの議員が言っていましたが、広丘から朝日に来るバスについて、山形と連携して鉢盛中学から山形役場へ寄ってもらう形にはできないのか相談等はされましたか。

○臨時議長（福澤倫治君） 堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） その部分は朝日村さんと一時協議した記憶がございますが、運転手、配車の関係で鉢盛から役場へまで来ることは時間的に現時点のダイヤでは難しいというご回答をいただいたと認識しております。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 特に今、バス等の運転手が不足しているのが全国的に非常に問題となっております。そういう意味で、恐らく朝日村のバスについても運転手はそれこそ折り返しすぐまた駅へ行くみたいな形の仕事になっていると思うので、役場まで来るのは難しいのかなという部分ではないかなと思います。

あともう1点、先ほど村長の答弁の中にありましたが、以前は朝日村の広丘行きのバスが朝日村村営バスで運行していました。これが今年10月からいわゆる松本地域公共交通協議会の一環の中のエリア一括運行という形に変更しているわけです。当然、一括運行ですから、今、公設民営になっています。そういう意味で、山形村についても、広丘から朝日村のバスについても一括運行の中の松本市、朝日村、山形村の費用負担もありますが、当然、山形村もこの10月から広丘線、朝日村のバスについても、具体的な数字は分かりませんが、負担しているという形になったわけです。そういう意味で、当然、運転手がいるかどうかは別にして、ダイヤを変更するなりの部分は言っていけると思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○臨時議長（福澤倫治君） 堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） 議員おっしゃるとおり、エリア一括協定ということで、公設民営で松本市、朝日村、山形村、協働で公共交通を運行するという形に変更になりました。

今現在、山形の広丘駅直行便については4月から始まって、試行的という位置づけもありまして、そちらの一括協定の中には入ってございませんけれども、先ほど村長答弁にございましたが、今後、山形村の活性化委員会は松本地域の公共交通協議会の山形部会という位置づけにもなっておりますので、村内のいろいろな課題を、これから運行が始まって課題が発生するかと思っておりますので、その辺を考慮しながら協議会の本会にも村の実情を訴えながら、朝日村等の路線とも連携できるようにしっかり声を上げていきたいと考えております。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 今、課長が言われましたが、いわゆる山形役場から広丘行き  
の直行バスは、残念ながら松本地域の公共交通計画には明記されておられません。そういう意味で、山形部会の中で問題を整理して山形村から松本地域公共交通協議会へ提起していく必要があると思うのですが、その辺については今、課長が答弁されましたが、具体的に計画を練ってどのような形で松本地域公共交通協議会へ提起されていく予定ですか。

○臨時議長（福澤倫治君） 堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） これから活性化委員会等の会議も年明けに予定しておりますので、現状の公共交通と広丘駅直行便の利用実績等も含めまして、先ほど議員よりご提案がありました広丘利用者の帰り方、そういう部分の足等の内容も確認しつつ、いろいろ整理した中で今後提議をしていく必要があるかと認識しております。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 先ほども3番目のところでありましたが、それぞれの市村で必要とあらば協議をして協議会へ上げていくという部分がありますので、早急に山形としてもある程度の方針を決めて、協議会へ諮っていただきたいと思っております。

2番目の福祉バスの部分であります。聞くとところによると、現状運行している福祉バス2台体制ですが、1台についてはバス自体の対応が村の基準で行くとそろそろ更新しなければいけないと聞いております。

そういう意味でバスだけ更新して現状のままでいいのかという部分であります。



先ほども言いましたように、自宅から福祉バスのバス停まですら移動できないという方がかなりいるというのは聞いております。

現状、これは保健福祉課の管轄になるのですが、その辺、縦割り行政の部分もありますけれども、今後、現状のままで、バスの更新だけで行くのか、先ほど私が言いましたオンデマンド交通への転換等も検討されているのかどうかお聞かせ願います。

○臨時議長（福澤倫治君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 議員おっしゃるとおり、今は、29年10月からマイクロバス2台体制になっておりますが、その1号車と呼ばれている黄色いほうが、平成18年に購入してあるマイクロでございます。走行距離がもう26万キロ以上を超えているということで、今すぐというわけではないですが、大分年はとってきている状況でございます。

そんな中で、まだ具体的にどんな車にしていくかという更新計画ですとか、運行をどうするかという部分についてはこれからになると思うのですが、議員おっしゃるように、さらに細かくということであると、なかなか狭い路地もございますので、今までのようなマイクロバスでは対応できないという部分もありますので、その辺も今後検討してまいりたいと思っております。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 課長が今言われるように、ドア to ドアに近いものにするには、現状のバスでは狭い道へ入っていけないという部分がありますが、聞くところによると過去に、例えば10人乗りにした場合に乗れないダイヤが出てくる可能性というのは実際にどのぐらいあるか分かりますか。

○臨時議長（福澤倫治君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 月ですとか季節によっても違ってくるのです。特に春先ですとかは利用が多い傾向があるのですが、その辺ですと大体月に数日、1週間以内ぐらいの日数で10人を超えるところが出てくるということで、その辺については10人乗りでは乗り切れないのかなという感覚でございます。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） その辺、非常に難しいところがあると思うのですが、今、全国的に、ドア to ドアのオンデマンド交通、例えば予約等の形でしてもらって、それに合わせて、今、特に松本市や塩尻市はAIを使ってという部分でやっていますが、そういう形への、福祉バスなのか福祉タクシーなのかというのはありますが、そうい

う方向に転換するという考えもいかなと私は思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○臨時議長（福澤倫治君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） おっしゃるとおり、それも1つの案ではあるかと思えます。

山形村の福祉バスというのは平成15年4月から運行をスタート、その当時は1台だったのですけれども、今まで続けてきたということは実績というか強みにしていい部分だと思います。おおむね65歳以上の方、障害をお持ちの方が無料で乗れるというところが一番の売りといいますか強みでございますので、そこをうまく継続しながらやっていく中での、何かいい、さらに利用していただけるようなところを探していきたいと思えます。

ここ数年見ていまして、コロナ禍であっても年間の利用者は1万人を下ることがなく、1万人から1万1,000人ぐらいのところまで推移しております。そういった方々の足になっていると受け止めながら次の段階へどう進んでいこうかというところで検討してまいりたいと思えます。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 今、課長が言われたように、福祉バスの利用者もそんなに増えてもないけれどもコンスタントに乗っているという部分であります。さらに今後、これから山形村もはっきり言って25年になると後期高齢者がまだまだ、このところ見ていると高齢化率はどんどん上がっていますから、まだまだ利用者は増える可能性があると思うのです。そういう意味で、高齢者の生きがいや健康増進のために、よりもっと便利なものをつくっていく必要があると思えます。

さらに私が思うのは、朝日村ではオンデマンドのタクシーの輸送が行われています。ただ、朝日村でやっている部分は朝日村村内しかオンデマンド交通は行けないのですよね。例えば山形村のアイシティへといっても利用者は上大池で乗り換えるか、どこかで乗り換えるしかないのですが、幸いといいますか、地域公共交通協議会を1市2村でやっているわけですから、例えばオンデマンドにしても朝日村と連携すれば、当然費用負担はかかってきますが、お互いに、朝日村の人が山形村へも利用できる、山形村の人も村内、あるかどうか分かりませんが朝日村へも利用できる。本当は松本市が入ってくると一番いいのだらうと思えますが、そういう形での、相手があることですから当然協議しなければいけないですが、そういう協議をしていくことは考えられ

ないのですか。

○臨時議長（福澤倫治君） 堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） 朝日村の担当の方とは折に触れていろいろ情報交換をさせていただいております。今、議員おっしゃるとおりに、隣同士の村でそれぞれに別に同じ運行方式のものを個々にやるというのは大変経費的にも無駄な部分が出る予想もありますし、実際もう山形村に乗り入れ、若干、ビッグですとか上大池まで朝日村のバスは来ていますので、何とかその辺がうまく、山形が独自でオンデマンド交通を新たに立ち上げるよりは同じ圏域でやっていますので、先ほど古畑課長から答弁がありましたように、今後、福祉バスが小型化になれば恐らく方式的にはデマンド方式みたいなものも想定されておりますので、そこはぜひお互いにいい方向に行くようにしっかり協議を引き続きしていきたいと考えております。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） ぜひ協議してもらって、なおかつ、現状は村の福祉バスは高齢者とか身体が不自由な方、主にそういう方に利用してもらおうということで、無償輸送であります。当然、先ほどありましたが、10人以上乗るダイヤもあるかもしれませんが、そうでない場合は、空席があれば一般の村民を含めて、観光客はそんなにいないですが、もう利用できる形にして、有償にして、先ほど来出ている福祉という部分で高齢者や体の不自由な方については無償でという。それは松本市でやっている70歳以上の方はどこでも100円で乗れるというパスを発行しているわけですよね。それを見せれば100円になる。山形も仮にやるとしたら、そういうパスをお年寄りに発行して、見せれば無償ですよという形にすれば何ら問題ないと私は思います。そういう形でもしのできるのであれば、ぜひ進めてほしいと思います。

また、オンデマンドにした場合の予約等の問題ですが、特に高齢者、今はAIを使ってスマートフォンやアプリを使った予約等も出ていますが、ある会社、オンデマンドをやっている会社の調査では、ほとんど7割以上の利用者は電話で予約だという部分で、それをどうするのか。朝日村の場合は聞いていないのですが、運営している会社が、日本中の提携しているところは予約をいわゆるフリーダイヤルで、愛知県で受けているのです。そこから例えば山形村がデマンドをやった場合に、例えば上大池から下竹田まで移動したい人のデータをそこに持っているわけです。バスを予約して、何時ごろに発車できますという、そこにAIを使っているわけです。電話を受けた時点で、パソコンで大体車がここにいるからこのぐらいで行けるなという部分をAIで

判断して、では10分後にお迎えに行きます、みたいなことをやっているところがあります。実際に日本の国内で幾つかの市町村がそれを利用しているという部分であります。

松本市と塩尻市でやっているのは若干違うAIを、運行経路についてAIを使っているようです。山形、朝日が仮にやるとしても、運転する人はそんなに複雑な経路ではないですから、AIに経路を指示されなくても最短ルートは取れると思いますが、そういうこともぜひ検討していただければと思います。

そういう意味で、先ほど来言いましたが、3番目の部分は特に今、運転手が不足している部分で、いかにこういう輸送をつくるにしても効率のよい輸送をつくっていかないと、今後、交通産業で働く労働者はみんな低賃金でどんどん新しい人が入ってこないで、より効率のよい運行をこちらから提案して利用者をお願いするしかないと思います。そういう意味で、特に地域公共交通計画、松本市とこの協議会で出したわけですが、非常に山形村の部分は文章を含めて寂しい限りです。やはり山形村独自で細かい計画をぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○臨時議長（福澤倫治君） 堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） またそれぞれの諮問機関等ございます。そういう皆さんにも諮りながら研究させていただきたいと思います。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 山形部会はそのメンバーでありますし、ぜひ早急にいろいろな部分で、福祉バスを含めていろいろな形で計画を含めて、いい方向に、地域が目指す公共移動手段を構築していければと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは最初の質問はこれで終わりたいと思います。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員、一番の質問はこれでよろしいですね。

新居禎三議員、次に質問事項2「ICT活用による住民サービス向上について」を質問してください。

新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） それでは2番目の「ICT活用による住民サービス向上について」であります。先ほど小出議員でかなり答弁いただきましたので、重複する部分があるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

「ICT活用による住民サービス向上について」であります。国はデジタル田園都市国家構想を掲げ、地方にもDXを進めようとしています。各市町村でもそれぞれ工

夫を凝らしてデジタル技術を活用して、住民サービスの向上を図っているところではありますが、そこでお伺いします。

1番、役場窓口で行う各種申請などの際に、デジタル技術利用による住民の負担軽減を行い、サービス向上を図る計画など、導入の予定をお聞かせください。

2番、住民が複数の窓口で手続きが必要な際、どのような利便向上を図られているのか。特に新規転入者の場合、多くの手続きが必要であります。本村の場合、本庁舎・教育委員会・子育て支援センターなど移動が伴いますが、いわゆるワンストップでできるサービスの提供など考える必要があると思います。所見をお聞かせ願います。

○臨時議長（福澤倫治君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項2番目の「ICT活用による住民サービス向上について」のご質問にお答えをいたします。

1点目ですが、「役場窓口で行う各種申請などの際に、デジタル技術利用による住民負担軽減を行い、サービス向上を図る計画などの導入予定」についてであります。現在でも村としてはデジタル技術を活用した住民サービスの向上に取り組んでおります。令和4年度より汎用電子申請サービス「L o G o フォーム」を導入し、各種イベント等の申込み、アンケート調査など、様々なサービスへの対応を進めております。近いところで例を挙げますと、子育て支援課の保育園入園申請における発達状況調査や入園に係る現況届受付も電子申請フォームを通じて行っております。

現行の基幹系システムでは導入が難しい部分もありますが、国が推進する自治体情報システムの標準化・共通化に対応した後は、「書かない窓口」「来させない窓口」関連のサービスも積極的に研究し、さらなる住民サービスの向上を図っていきたいと考えております。

2番目のご質問の「住民が複数の窓口で手続きが必要な際、どのように利便性の向上を図られているのか。また、本村の場合は手続きするに当たり移動が伴うが、ワンストップでできるサービスの提供の予定はあるのか」についてであります。窓口サービスの利便性の向上に関しては、組織の編成に係る部分もあり、大きな課題だと思っております。特に、本庁舎や教育委員会、子育て支援センターなどへの移動を伴う手続きについては、ワンストップサービスの提供はサービスの大きな向上につながると思っております。

組織の再編成等が難しく、施設間を結ぶ遠隔窓口サービス等の必要があれば、関係機関と協議し、導入について研究を進めることも必要だと思ひますし、これからも住民の皆様の手続における移動の負担を軽減し、より効率的で利便性の高いサービスを提供できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。
- 12番（新居禎三君） ご答弁いただきましたが、今、国もいろいろ進めているようであります。これは実際にどうなのか分からないですが、マイナンバーカードを使って転入・転出の手続を、転出届けは転入先で一遍にできるみたいなことを聞いたのですが、その辺は当村では今、現状どのようになっていますか。
- 臨時議長（福澤倫治君） 中川住民課長。
- 住民課長（中川俊彦君） 本年4月から10月の実績になりますけれども、オンラインによる申請というのは、転入・転出含めて15件ほど来ております。今言われたように、転出証明等の提出の必要がない申請ということでもって、数的にはまだ少ないですけれども、そのような実績になっています。
- 臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。
- 12番（新居禎三君） 国もどんどん、そういう意味でいろいろな部分をこれから進めてくるのかなと思ひていますが、先ほど村長答弁にもありましたが、地方公共団体情報システムの標準化基幹業務システムですか、この辺の導入については、当村はどのような予定になっていますか。
- 臨時議長（福澤倫治君） 堤企画振興課長。
- 企画振興課長（堤 岳志君） システムの標準化につきましては、現在、電算と進めておりまして、一応、山形村はファストユーザーということで一番最初に今、標準化を本年度取り組んでおります。  
メリットとしては、手厚いフォローが受けられるということで、ぎりぎりになりますとかなり立て込んでくるということですので、その部分では余裕をもってやっておりますので、最も早いタイミングで現在作業を進めている状況になっております。
- 臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。
- 12番（新居禎三君） そういう意味で早めに手を打ってもらっているのですが、具体的にはいつごろから使える予定なのでしょうか。
- 臨時議長（福澤倫治君） 堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） 今、具体的なスケジュール感は手元に持っておりませんので、できるだけ速やかにということで、また確認してご報告させていただきます。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） そういう意味で、当然、役場職員の皆さんも業務が効率化されて、少しでも手間が省けるというか業務が楽になればと思います。

これからいろいろあれもそうですが、先ほど小出議員が言われていたように、村長答弁にもありましたが、ワンストップサービスが必要だろうという部分で、以前にも私、質問したことがあります。その頃はまだここまでデジタルが進んでいなかったので、役場窓口にも、例えば1か所にそういう総合窓口みたいなものをつくって、手続を一遍にできないものかとお伺いしたのですが、先ほど小出議員のときにも答弁がありましたが、そういう窓口をつくって、書類もそうです、本当は書類も何も書かなくて、今、それに向かって国も進めているようですが、そういう意味で、あちこちでいちいち住所、名前を書いてというところは、先ほど答弁ありましたが、今、そういうことは役場庁内で研究されているということです。

そういうのを研究して、具体的に、特に今、村長が推進されているように移住・定住で若い人に来てもらうためには、結構若い人はスマートフォンを使ったりできるので、そういうデジタル化による技術を取り入れてやる予定のようですが、私が一番ネックになるなという部分は、先ほど村長答弁にもありましたが、庁舎が分かれているという部分。この部分は例えば、費用は当然かかってきますが、オンラインで各課つないで、1か所で手続できるような形にはできないものではないでしょうか。

○臨時議長（福澤倫治君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 先ほど小出議員からのご質問にもあったのですけれども、本来はそういった形が理想ということでもあります。今進めているのは、そういったこちらの庁舎にある税務課、住民課の関係を1か所で、みたいなイメージではあるのですけれども、なかなかそこまでの話ということになると、とんとん拍子では、というところがあるので、今後については、そこまで行ければ本当は理想的ではあるのですけれども、時間はちょっとかかるのかなというところでもあります。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 当然、システムをつくったり、いろいろな部分で費用もかかってくるだろうと思いますが、先ほどもありましたが、それまでの暫定ではないですが、先ほど小出議員からも出ていましたが、ロボットでなくても、例えばこの手続は

どこでやるとか、役場を一旦退職されたOBの方なりを使って役場の案内業務を、特に3月末から4月にかけて転出入がかなりあると思うのですが、そういう時期だけでもそういう案内をしてもらう人を置いたりすることはできないですか。

○臨時議長（福澤倫治君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 市役所とかに行きますと、もう玄関のところは職員の方が座っていて案内をしているというのが今、当然の光景になっています。役場についてはどうしても市役所と比べると件数自体が格段に違うということと、そういった職員がいれば理想の話ではあるのですけれども、そういった件数の面でなかなか配置したところで果たしてどうなのかというところがあるかなと感じます。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 当然、我々みたいにしょっちゅう役場へ来ている人間はいいですよ。特に転入者の場合は初めて来る人が多いわけですね。そういう方たちが、先ほども総務課長の答弁にありましたが、玄関を入れていきなり壁ですから、非常に分かりづらい。せめて、特に転入・転出等が多いその時期だけでもそういう方を配置していただければと思うのですが、再度お伺いしますが、全くできない話でしょうか。

○臨時議長（福澤倫治君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 今、総務課に会計年度の職員が1名、玄関から一番近いところに配置しております。その職員はほぼ座りっぱなしという状況なものですから、その職員が、例えばお客様が入ってきたときに迷われているような光景を見ると、必ず声がけをして、税や住民課に案内をさせていただくという形は取っております。

税にしても住民課にしても、1列目に職員はいる話ですから、できるだけそういった、どこへ行っていいか分からないという状況にはならないように心がけてはおります。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 会計年度任用職員の方がいらっしゃるのとは分かりますが、先ほど課長が言われたように、玄関を入れていきなり壁があって、どこへ行っていいか分からない。本来は壁のこっち側、エレベーターの横でもいいです。あの辺りにカウンターなりをつくって、総合案内とか、そこへ座ってもらったほうがいいと思うのです。現状座っている位置だと、初めて来た人は分かりませんから。ぜひそういう工夫もしていただいて、住民、特に新たに來られた方に「この役場、いいね」と言われるような形にぜひしていただければと思います。ぜひその辺も研究していただければと



思います。

以上でこの質問は終わりにしたいと思います。

○臨時議長（福澤倫治君） 新居禎三議員、よろしいですか。

○12番（新居禎三君） はい。

○臨時議長（福澤倫治君） 以上で、新居禎三議員の質問は終了しました。

ここで、議長交代のため暫時休憩します。

（午後 3時36分）

---

○副議長（新居禎三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時37分）

---

◇ 大 月 民 夫 君

○副議長（新居禎三君） 質問順位8番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「個人単位での協力要請に切り替えた『募金・寄付金』等納入方式の検証」について質問してください。

大月民夫議員。

（8番 大月民夫君 登壇）

○8番（大月民夫君） 議席番号8番、大月民夫です。今定例会一般質問の締めくくり役を務めさせていただきます。

初めに、本年から個人単位での協力要請に切り替えました「募金・寄付金」等納入方式の検証につきまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

各種募金や寄付金などの「納金協力要請」は、多年にわたりまして連絡班組織に委任する形態が続いておりましたが、本年より個人単位での判断に委ねる対処法にかじを切りました。主旨は理解できたが、長年の習性から脱却できない戸惑い感が強く、寄付・募金行動になかなか結びつきにくかったという声が数多く寄せられました。

次年度に向け、基本路線は維持しながら、納金方法の見直しの必要性があるか否かも含めた検証機会とさせていただきたいと思います。なお、対象となります募金や寄付金などの拠出金は、緑の募金、日本赤十字社寄付金、山形村社会福祉協議会費、清水寺拠出金、夏祭り花火寄付、赤い羽根共同募金、以上6項目とさせていただきます。

初めに、本年度の各種募金・寄付金の納金集計結果を参考までに伺います。対前年度実績に対するパーセンテージでお示し願います。なお、夏祭りにつきましては対前回実績との比率にさせていただければと思います。

続きまして、納金集計結果に対する所見をお聞かせ願います。

次に、募金・寄付金の金額に関しても、任意性を尊重することに全く異存はありませんが、「清水寺」以外の協力要請資料には、目安とする寄付金額の表示は一切ありませんでした。初めての個人判断に委ねる要請資料としては、大きな足かせになったとも言えそうです。所見を伺います。

終わりに、今後に向けて、募金や寄付の趣意に賛同し、ご協力願える皆さんに寄り添った納金方法の創出努力が必要と思われれます。訪問集金なども積極的に取り込みながら、支え合い活動の根幹とも言える募金・寄付活動が、気持ちよく小規模でも活発に推進できる対応策の所見をお持ちでしたらお聞かせいただきたいと思います。

なお、添付資料といたしまして、本年度の募金や寄付金などの内容別納金方法の一覧を貼付しましたので、ご確認をいただきたいと思います。

以上、通告に基づきまして質問申し上げました。よろしく願いいたします。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大月民夫議員のご質問にお答えをいたします。「個人単位での協力要請に切り替えた『募金・寄付金』等納入方式の検証」についてのご質問であります。

1番目のご質問の「本年度の各種募金・寄付金の集計結果」についてであります。本年度分の前年度実績に対する割合を申し上げます。

緑の募金については39%、日本赤十字社の寄付については32%、社会福祉協議会会費27%、清水寺拠出金については62%、夏祭りの花火の寄付については、前回実施との比較で61%、赤い羽根共同募金については20%でありました。

どの募金・寄付についても前回は大きく下回る結果となっております。

2番目のご質問の集計結果に対する所見についてであります。従来の連絡班を活用しての募金・寄付金の徴収を行わない方式でありましたので、予想はしておりましたが、それぞれの募金・会費など大きく減収となっております。

基本的な考え方を申し上げますと、村が地域の自治会組織に委託し集金をしており

ました清水寺保存会の会費・花火の寄付、また県から依頼を受けての緑の募金、村の関連団体であります山形村社会福祉協議会の会費、日本赤十字社の社費、また共同募金については昨年来、集金方法にかかわる問題点が新聞等で取り上げられております。本来のあるべき姿は、これらの募金等は自治会に集めさせるのではなく、それぞれの組織が自らの協力者を募り、自発的に参加するボランティアベースで行うことが本来の募金活動であります。自治会を使つての募金等は個人の思想信条の自由を抑圧する要素があり、違憲だとする判決も出ております。

また、社会福祉法においても、共同募金は寄付者の自発的な協力を基礎とするものでなければならないと116条において明記されております。

今回議員ご指摘の6件の募金等ではありますが、山形村長として直接関わっております募金は、夏祭り山形じゃんずらの花火の寄付であります。この花火の寄付については、本年度はコロナ前に比べて寄付額が大きく下回った状態でありました。

寄付額については大変少ないわけではありますが、村民の皆さんの参加意識の向上に努め、協力をいただける工夫をすることが大切だと考えております。

緑の募金については、緑の募金を主催する長野県から各市町村が依頼を受けて行っている募金であります。また、日赤の寄付、社協の会費などは日本赤十字社、また村の社会福祉協議会から依頼を受けて、村が自治会に集金をお願いしている募金等であります。

今後の対応については、それぞれの関係団体と調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

3番目のご質問の「『清水寺』以外の協力要請資料には目安とする寄付金額の表示が一切ありませんでしたが、初めての個人判断に委ねる要請資料としては大きな足かせになったとも言えそうです。所見は」ということではありますが、清水寺保存会の拠出金額については、村民の皆さんの代表で構成される常任委員会や代議員会の開催により、事業の内容や予算審議が行われます。こうした会議の中で、村民の皆さんにご協力をお願いする毎年度の清水寺保存会の拠出金額や拠出金のお願いの方法等が審議されております。

今年度の拠出金につきましては、清水寺保存会から村民の皆様にお配りする拠出金に関するお願いの文書の中に金額の目安を示すことが決議されましたので、保存会としては1戸当たり1,000円の拠出金額を示して拠出金をお願いすることにしたいと聞いております。

4番目のご質問の「支え合い活動の根幹とも言える募金・寄付活動が気持ちよく小規模でも活発に推進できる対応策の所見を」についてであります。来年度以降、これからの募金等の対応については、社会全体の意識の変革も必要であります。強制的にならない、自主的な寄付をしていただける環境づくりも重要な課題だと考えております。また、それぞれの団体においても現状を十分理解していただき、対応については十分協議をしていただく課題だと考えております。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 詳細なご答弁ありがとうございました。まず開口一番、予想はしていたけれどもやはり大きく下回った、これに尽きるかなと思います。

この判断、最初に村長、こういうふうにやりたいなというお話を承ったときからお聞きしております。新聞報道にもありましたように世の中がこういった地方のこういう組織にこういう依頼をすること自体が完璧に曲がり角に来ている。今後どうするか、その判断に迫られる。まさにそのとおりで、いち早く山形はそれにかじを切ったなという印象を私は持っております。この路線は毎年変えるわけにはいきませんから、このまま行く。それに関しては全く異議ございません。

ただ、そうはいつでも、これからどんどん下回ってしまうのではなくて、最低限の努力、それぞれの部署で汗をかく。そういった方向性でいろいろ手探りで進める。そんな意味でもうちょっと議論させていただきたいと思っております。

募金の協力要請の依頼方法につきまして、今、ご答弁はいただいたのですが、いま一度、繰り返しますけれども、今年度、先陣を切りましたのが緑の募金、これがたしか一番最初だったと思います。そのときのお願い文章ですけれども、まず「今年度より個人単位での募金方法に切り替えました」という宣言がしっかり明記されております。その後、趣旨をご理解いただき、募金への協力依頼を訴える。そんな流れでスタートする組み立てとなっております。その後の具体策ですけれども、募金目標額、これは前年度実績より8%増額された金額、このぐらいを目標にしていますよという表示がありました。

その後からなのですけれども、一応、納金方法は「役場産業振興課4番窓口まで直接現金でお持ちください」で締めくくられておりました。

私もそうなのですけれども、依頼文書を受け取った村民サイドの第一印象、「今度、来庁予定の際にでも持って行こうかな」という発想が湧いた方はそれなりにいらっし

やったと思います。ただ、そこで「幾ら寄付すればいいのだろう」という戸惑い感が生じてしまった実情もあるようです。

今まで連絡班組織が取りまとめたという、その慣習は、この募金は実際にどのくらい前年度寄付したか、そういったのが鮮明にインプットされている村民というのはそうはいらっしゃらないという思いが募りました。拠出金全般にわたってで結構でございますけれども、今年度、納金金額に関する問合せ、実際に窓口にお越しいただいて「幾らぐらいすればいいのかな」とか、そんなお声があったかどうか。なおかつ、住民の皆さんから何か要望事項が出ていなかったか、その辺、もし何か事象がありましたらご紹介いただければ。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 緑の募金を所管している課ということでお話ししたいと思いますけれども、金額を提示するという点に関しては、こちらから決めてしまうと受け取られがちになってしまいますので、募金という趣旨からすると、それについてはやめようということにしました。

ただし、県から大体の目標額というものが提示されてくるのですけれども、それを戸数で割ると大体この辺かなという金額が示されて、以前はその金額を提示しておりましたが、それに関しては一切、今回はやめるということで、自由な金額で、その人その人の気持ちで構わないということでやらせてもらった経過でございます。

金額は大幅に減ってしましまして、周知も少し遅かったかなという感もありまして、個人から寄せられたもののほかに、既に連絡班で同意を取って皆さんから徴収をしましたという、連絡班からの募金も今回については寄せられたということでもあります。

見通しとしましては、来年については周知も進んでいくということで、またさらに金額については少なくなっていくのではないかなということを感じておりますので、一層の周知に努めていきたいと思っております。

○副議長（新居禎三君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 今、課長がおっしゃられたとおり、募金の特徴的に、ここに幾らと書くのはなかなか難しいのは重々分かります。どちらにしても、村民の判断に委ねるという形でスタートいたしました。その第一歩が踏み出されていますから、今後に向けて寄付金額の目安を書く、書かない、その辺の判断は今後の進捗状況を見ながらまたご検討いただくという、そんな形をお願いをしたいと思います。これ以上は申しません。

それと、募金・寄付金で一番のポイントは、これがどのように使われるか、その趣旨に関する事項でございます。近年、クラウドファンディングという言葉を実によく耳にするようになりました。様々な分野でのプロジェクトが目的や目標を分かりやすく世間に訴えて、今はSNSがありますので、そういったものを利用して幅広く訴えて、それに同調する皆さんが自らの意思で資金や資材をプロジェクトに支援し、目的事業を総合力で実現させる。これはまさに募金・寄付金の神髄を捉えたシステムとも言えそうでございます。

そんな見地で考察しますと、今回、検証項目に掲げさせていただきました6項目の拠出金のうち、社会福祉協議会費、清水寺保存会費、夏祭り花火寄付、この3項目というのは村民の皆さん、目標・目的は理解されやすいと思われませんが、これは戦前から取り組まれているのです。日本赤十字社社史、戦後スタートして、もう七十数年の歴史が刻まれております。緑の募金、赤い羽根につきましては、非常に意義深い活動であることを否定するものではありませんけれども、アピール力は年々弱まっているような気がいたします。この場でそれぞれの意義を議論するつもりはございませんけれども、一点だけ、所見だけでもお聞かせいただきたいので、よろしく申し上げます。

緑の募金についてであります。地球温暖化防止のためにも適切な森林整備を進めていく観点から、森林環境税がいよいよ令和6年度から国税として年額1,000円を市町村が徴収するようになります。また、長野県独自の森林づくり県民税、これは令和10年3月までの継続延長が決まっております。納税と募金で形態はもちろん異なりますけれども、緑の募金を依頼する環境というのは少々飽和状態の感が否めないような気もいたします。所見だけでもお聞かせいただければと思います。

○副議長（新居禎三君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 緑の募金の使い道ということで、募金をするときチラシを皆さんにお配りしております。そこに、前回こういう用途で使いましたよということが明記されている。それをしっかり読んでいただいているかどうかということには分かりませんが、毎年、去年のものについてはこういう用途で使いましたよということでお配りしております。

あと、非常に大事な使い道もございまして、還元金というものが小学校の緑の少年団の活動費に充てられているということもございまして、これについては原資が少なくなればそういった活動に影響も出てくるのではないかとということも心配しております。

して、県の大本の森林林業振興会もそれについては危惧しているという状況でありますので、山形のみならず長野県全体、日本全体でこういった問題はあるということも聞いておりますので、上部の機関と連携しながら、少なくなっていく金額に対してはどんなふうに対応していったらいいかということはよく連絡を取り合って対応していきたいと考えております。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長、先にお願ひします。

○村長（本庄利昭君） 補足で答弁させていただきます。いろいろ自治会を通じての募金・寄付金を集めるという方法は、まさにご指摘のとおり、時代の趨勢からいくと、そういった時代は終わりつつあるという認識は全くそのとおりだと思います。

ちょうど今、議員さんからも出ましたクラウドファンディングであったり、これは新しい、ネット社会でありますし、自分の趣旨というか、考え方に合うような事業であったり、また文化財の保護みたいなものとか、そういったところで大きな寄付金が集まるという、そういった時代であります。

それと、寄付とは少し趣きが違うのですけれども、ふるさと納税も影響していると感じています。自治会が集めてきて、自動的に受け身で寄付をするのではなく、自分の意思で、自分で選ぶと、そういう時代であると感じております。

ご指摘のとおり、今までのやり方がなかなか機能しなくなっております。場合によっては税金を使っても残すべきものもあるということも考えられますので、そういったところについてはまた違った観点で対応をする。そうでない場合は、それぞれの団体が、募金が集まらないなら、では何をするかということを考えていただく。そんな対応をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 分かりました。一応、そうはいつでもという意味で最後に質問させていただきます。今後に向けて、募金や寄付の趣意に賛同し、ご協力願える皆さんに寄り添った納金方法の創出努力が必要だと、先ほど質問通告に基づいて、私、申し上げたのですけれども、正直、取り巻く環境というのは本当に物価高対応で生活費を切り詰める努力をいただいている中、募金や寄付金活動の活性化の道というのは非常に厳しいと思われまます。

個人の判断に委ねる体制の中で、ご協力していただける意欲のある皆さん、拠出金内容にもよると思いますが、一概には言えないのですけれども、役場やトレセンや社

協の事務所まで出向くか、もしくは金融機関の窓口まで出かけて振込み手続をするか、その選択をせがまれると、つつい尻込みしてしまうというのが先ほどのパーセンテージの結果、そういう実情と思われました。

すべての拠出金とはもちろん言いませんけれども、可能な限り、拠出金を受け取る側でもうひと汗掻く努力だけはしていかなければいけないかなと、そんな意味でご提言申し上げます。

例えば、身近な公会堂や集会施設での出張集金システムでございます。村内6地区の公会堂を、事前に日程を決めておいて、要請依頼時、こういう寄付・募金をお願いしますというときに、各6地区の公会堂のスケジュールを決めておいて、そこに出張し集金していただく。

また、これは可能性が全くないわけではないと思うのですけれども、各連絡班単位の集会施設を利用した集金がもし、それぞれ出向くのが大変な方もいますから、来てもらえればという要望があればそれに対応する、そんなことも一案として考えていただければと思います。

これは実施するとしても、そんなに長時間でなくても、30分ではきついかもしれないけれども、せいぜい1時間くらいでいいと思うのですけれども、そんなことを盛り込みながら、要は汗をかいて努力をする、そういう姿勢も今しばらくは必要かなと、私は個人的には思うのですけれども、この辺の所見をお聞かせいただければと思います。

○副議長（新居禎三君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 村の社会福祉協議会の関係でありますけれども、募金・寄付金がどういふふうにしたら集まるのかという協議をしました。その中で、社協については、取り扱っているものが日本赤十字社、社協の会費、赤い羽根とあるわけですが、これを1つの集金にしようということも考えておりますし、3つを1つにまとめるという意味合いですけれども、それから集金日をつくって取りに行こうということも考えているところであります。

いずれにしても、工夫をしながら、どうしても、それぞれ今のシステムの中では、還元金という形の中で返ってくるもの、それから社協の会費については地域福祉のサロンだとかイベント等に補助をしているものですから、その辺のご理解をいただきながら、何とか今までどおりの額を維持できればと考えているところです。

○副議長（新居禎三君） 大月民夫議員。



○8番（大月民夫君） いろいろな角度で答弁をいただきました。ありがとうございます。まずは今年ご協力いただいた村民の皆さんに感謝を申し上げるのが第一でございますけれども、それなりに意義深い、それなりの活用をされる、中には本当に長い歴史、70年、80年という歴史のある募金がいろいろございます。これがこうで、あれがこうということは申せませんが、今後も個人判断ですけれども、できるだけこの史は長く、できればもうちょっと大きくするような、そういった鋭意努力をお願いして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（新居禎三君） 大月民夫議員、「個人単位での協力要請に切り替えた『募金・寄付金』等納入方式の検証」については、終了でよろしいですか。

○8番（大月民夫君） はい。結構です。

○副議長（新居禎三君） 大月民夫議員、次に質問事項2「自衛官募集対象者情報の提供について」を質問してください。

大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） それでは「自衛官募集対象者情報の提供」につきまして、村民の皆さんに周知の意味合いも込めて質問をさせていただきます。

自衛官募集事務につきましては、市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されております。そこで、これから申し上げます2つの事項につきまして、現状の取組状況をお聞かせいただきたいと思っております。

最初に、本村におけます防衛省への報告内容・提出資料など、対応実態の内容をお聞かせ願います。

もう1点は、自衛隊への情報の提供をしてほしくない旨の意思表示は、本人または保護者の皆さんから除外申請の手続を行っていただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外する制度を導入している自治体が近年急速に増加傾向とお聞きしております。この点につきまして、本村の取扱方針並びに今後の展望をお伺いいたします。

以上、通告に基づきまして質問いたしました。よろしく申し上げます。

○副議長（新居禎三君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項2番目であります「自衛官募集対象者情報の提供」に

についてのご質問にお答えをいたします。

1点目ですが、「本村における防衛省への報告内容・提出資料等の対応実態」についてであります。自衛隊法第97条では「市町村長は、政令の定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とあります。これにより18歳になる方、22歳になる方について、氏名・住所・性別・生年月日の4情報を紙媒体で情報提供しております。

2番目のご質問の「自衛隊へ提供する情報から除外する制度を導入している自治体が近年急速に増加傾向とお聞きしております。この点について、本村の取扱方針並びに今後の展望を伺います」の点についてであります。本村において除外申請制度は設けておりません。なお、山形村周辺の3市では、除外申請制度を導入している聞いております。今後は、自衛隊長野地方協力本部と協議を行い、除外申請制度の導入についての検討をしたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（新居禎三君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 分かりました。まず、実態でございますけれども、これは市町村によっていろいろなあれがあるのでございますけれども、閲覧だけで済ませているところもあったり、宛名シールを印字して出すとか、そういうふうに協力しているところもあると聞いておりますけれども、もうちょっと紙媒体の具体的なところを教えてくださいか。

○副議長（新居禎三君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） こちらの情報につきましては住民課をお願いをしまして、そのリストを出した中で、自衛隊に提供していると。内容については、先ほどありましたこちらの4情報について記されたものを提供するというところでございます。

○副議長（新居禎三君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） この制度、知っておられる方は多いと思うのですが、中には「そんなことあるんだ」と知らない方もおるとおもいます。基本的なところ2つだけ確認させていただきます。

一応、これ、個人情報という形なものですから、提供に当たっては募集事務以外には使用しない、そんな覚書の取り交わしはされておりますか。

○副議長（新居禎三君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） その部分は確認できておりませんが、用途については募

集案内を出すためにこちらのリストを使用するということでもあります。

○副議長（新居禎三君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） もう1点も念のための質問でございます。一般的な個人情報保護条例との関係性でございます。

法令に定めがあるときには、法令に基づき提供ができる。一応、こういう規定に沿いまして、今回、自衛隊法という規定もありますので、提供に当たっての本人の同意は必要ないという解釈をしている。そういうことでよろしいですか。

○副議長（新居禎三君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 根拠につきましては、先ほどの自衛隊法97条第1項と、個人情報保護法69条第1項ということ。この2つを根拠として提供させていただいているということでもあります。

○副議長（新居禎三君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 基本的なところだけ確認させていただきました。情報提供することについて、私はいいとか悪いとか、そういうことは一切申し上げておりませんので。

一応、募集案内によりまして、一大決心して進路選択に活路を見出せる方も大勢いらっしゃると思われまふ。半面、中には自らが目指すべき進路設定をして、それに向かって懸命に努力しておられる方も少なくないと思われまふ。そんな皆様にとって情報提供の除外申請の機会を設定することは、ある意味では意義深いことではないかと思ひます。

本来であればなのですけれども、住まわれている地域によっては、その機会があったりなかったりということ自体が私は正直言って不自然な気がいたします。先ほど村長答弁で、まさにこの周りの市は全部申請がありまして、それなりの方がやっています。ただ、町村部になるとそれが無いという、それが非常に不自然です。

先ほど村長答弁で、自衛隊とその辺を今後協議しながら決めるというお話、それも必要かと思うのですけれども、山形村自治体独自の判断でそういう制度を導入するという決断をすることは駄目なのでしょうか。

○副議長（新居禎三君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 私もこの質問をいただいて初めて、こういうことがあるのだということを認識したようなことで、勉強不足で申し訳なかったと思ひているのですが、これは自衛隊法で協力するとなっているということですので、では、どういうことが

協力だというところの判断が出てくると思います。

例えば、私はこの情報を提供することを拒否しますという意思表示があった場合にはこれをしないという制度、そういうことを取り入れていることだと思うのですが、本来そういう人は自衛隊に入りませんので、自衛隊の勧誘であったり、そういうところに影響が及ぶものではないように思いますので、この法律の趣旨に、特別、自衛隊には絶対に関わりたくないという意思を持っている方は、出しませんよとなったとしても、この条文の趣旨に沿っているかなという気もします。

それもありますので、先ほど、独自で山形村はこうだと決めることが果たして違法なのか合法なのかという判断はつきにくいのですが、自衛隊の長野地方協力本部とも協議をさせていただいて、こういうふうを考えるけれどもこれは違法なのでしょうかと、その辺の確認を取ってから、もしこの制度を導入するとすれば、そんな手続もしたいと考えております。

○副議長（新居禎三君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 分かりました。その辺、問い合わせていただいて、前向きにということ私はこの場で申せませんが、やはりこういう権利というのは住んでいるところによってあったりなかったりということ自体はあまりよろしくないかなと個人的には思っております。

私がこの質問をしたのは、近隣の市で来年度からこういうのを導入しますという話があったもので、それならどうなのだろうという発想からただけでございます。今後、その辺の問合せをしながら、今後の方向性をお決めいただければ結構でございます。よろしく申し上げます。終わります。

○副議長（新居禎三君） よろしいですね。

以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

以上で、本日の一般質問の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて閉議、散会といたします。

（午後 4時16分）